

## 第5編 健康・医療

### 第1章 保健

#### 第1節 保健衛生行政の経緯

##### 1 西条市健康づくり計画

###### (1) 第1次西条市健康づくり計画

2003（平成15）年に施行された健康増進法第8条第2項に基づき、2006（平成18）年3月に第1次西条市健康づくり計画「元気都市西条2015」を策定した。市民がライフステージに応じて、健康で幸せな暮らしが実現できる活力ある社会の実現を目標とし、本市の健康づくり施策の基礎となるものである。

健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少、生活の質の向上を目標として、栄養・食生活、身体活動・運動、心の健康、歯の健康、たばこ、アルコール、生活習慣病の項目ごとに問題点と目標及び対策を設定し、評価指標により2015（平成27）年度までの10年間で実現を目指すものとした。

2011（平成23）年度には市民アンケートなどによる中間評価を実施し、「中間評価と今後の取組」としてまとめた。

###### (2) 第2次西条市健康づくり計画

前期計画の取組や課題を検証し、2016（平成28）年3月に「共に支えあい、健康で幸せな暮らしの実感できるまち西条」をスローガンとする第2次西条市健康づくり計画「元気都市西条」を策定した。

第2次計画では健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、社会環境の整備、生活習慣の改善の5項目について2024（令和6）年度までの数値目標、行政の役割などを定めた。

###### (3) 第3次西条市健康づくり計画

本市では、2016（平成28）年3月に第2次西条市健康づくり計画、2019（平成31）年3月に第1次西条市自殺対策計画、2020（令和2）年3月に第3次西条市食育推進計画をそれぞれ策定し、健康づくり、自殺対策、食育を推進してきた。

2024（令和6）年度末にこの3計画の期間が終了することから、健康づくり、食育及び自殺対策の更なる連携を図りながら、総合的かつ効果的に推進するため、第3次西条市健康づくり計画「あしたの健幸を支える～今からできることを ちょっとだけ～」として一体的に策定した。

第3次西条市健康づくり計画は、「みんなで健幸をめぐらせ、誰もが自分らしく暮らせるまち」をビジョンに掲げ、従来から取り組んでいる「ひと」の健康づくりの視点に加え、個人の健康は豊かな自然や快適な都市空間や生活環境、労働環境、社会とのつながりといった社会的決定要因による影響が大きいことから、環境、経済、社会といった「まち」の健康づくりの視点からも健

康づくりを推進することとしている。

## 2 食育推進計画

### (1) 第1次計画「『食』から西条元気UP！」

2005（平成17）年に施行された食育基本法に基づき、2010（平成22）年3月に、西条市健康づくり推進協議会などの協力により、市町村食育推進計画となる第1次食育推進計画を策定した。食育に関する基本的な事項について定め、家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、地域、行政が役割に応じて連携を取りながら食育を具体的に推進するための総合的な指針として位置付けた。計画期間は2010～2014（平成22～26）年度までの5年間とした。

健康な心と体をつくる、西条市の豊かな恵みを生かす、豊かな心を育むといった三つの基本目標を定め、市民、地域、学校、幼稚園・保育所などで行われる食育について個別の目標を立てている。

### (2) 第2次計画「『食』で西条元気UP！」

国が2011（平成23）年に策定した第2次食育推進計画を踏まえて、2015（平成27）年3月に第2次食育推進計画を策定した。計画期間は2015～2019（平成27～令和元）年度までの5年間とした。

基本理念と基本目標は第1次計画と同じで、スローガンは「からだにいいもの おいしく食べて『食』で西条元気UP！」とし周知から実践に向けた施策を展開するため、乳幼児期から高齢期まで五つのライフステージに区分し、それぞれの特徴を踏まえた上で、基本目標に加えて年齢別の目標を掲げた。

### (3) 第3次計画「『愛』ある食が元気をつくる！」

第2次計画の計画期間終了に伴い、これまでの取組を踏まえて更に実践の環を広げていくために2020（令和2）年に第3次食育推進計画を策定した。計画期間は2020～2024（令和2～6）年度までの5年間とした。基本理念と基本目標は第1次・第2次計画と同じだが、スローガンを「『愛』ある食が元気をつくる！」とした。

なお、次期の食育推進計画については、2024（令和6）年度末に「第3次西条市健康づくり計画」（前述）として一体的に策定した。

## 3 西条市自殺対策計画

### (1) 計画策定の経緯

2016（平成28）年に自殺対策基本法が改正され、2018（平成30）年度までに全ての自治体に対し自殺対策計画の策定が義務付けられ、2017（平成29）年3月には愛媛県自殺対策計画が策定された。

本市でも、2019（平成31）年3月に健康、医療、福祉など様々な側面から「生きることの包括的支援」を推進していく西条市自殺対策計画を策定した。計画期間は、2019～2023（令和元～5）年度までの5年間とした。

本市の2016（平成28）年度の自殺死亡率は22.3%で、これを2023（令和5）年度に減少させることを同計画の目標としている。対人支援、地域連携、社会制度の三つのレベルを総合的に推進することで、本市全体の自殺リスクを低下させるよう五つの基本施策を掲げ、これに沿って評価指標を設定し、高齢者対策、生活困窮者・無職者・失業者対策、勤務・経営対策に関する重点施策、自死未遂者、自死遺族支援などの関連対策を定めた。

## （2）計画期間の延長

西条市自殺対策計画は2023（令和5）年度に最終年度を迎えたが、他の計画との整合性や県の計画策定見直し時期等の理由から1年間期間を延長し、終期を2024（令和6）年度とした。

なお、次期の西条市自殺対策計画については、2024（令和6）年度末に「第3次西条市健康づくり計画」（前述）として一体的に策定した。

## 第2節 健康増進対策

### 1 わくわく健康ポイント推進事業

30歳以上の市民を対象に、気軽に運動を始めるきっかけづくりとして、㈱タニタヘルスリンクとの連携により、2018（平成30）年度からわくわく健康ポイント事業を実施している。

スマホアプリや活動量計で日々の歩数をカウントし、歩数データをタニタの「からだカルテ」に送信するとポイントが貯まる仕組みで、貯めたポイントは地域ポイント「LOVE SAIJOポイント」として、市内の協力店舗で利用することができた。

より多くの市民に参加してもらうため、事業への参加は最長3年間とした。3年間経つと「卒業」となり、日々の生活の中での運動や健康づくりに取り組んでもらうこととした。

2024（令和6）年度から事業内容を見直し、新規参加者を募集せず、2023（令和5）年度からの継続参加者のみを対象として実施した。

本市の健康推進事業の検討を進める中で、本事業については、2018（平成30）年度の事業開始から1,700人を超える市民の参加があり、一定の成果が見られたことや、近年は同様のサービスが官民間わす充実してきていることから、2024（令和6）年度で終了した。

### 2 健幸アンバサダー

健幸アンバサダーは、健康に関する正しい知識を家族や友人などの身近な人に伝える健康の「伝道師」（インフルエンサー）と位置付けられている。健康長寿社会を実現する制度開発を総合的に進めるため、産学官の有識者が集って設立された一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会が2016（平成28）年から開始した新しい制度である。

本市でも、2020（令和2）年度から事業に取り組み、2024（令和6）年度までに481人の健幸アンバサダーを養成している。

健幸アンバサダーの導入により、各自治会長からの推薦を受けて市長が委嘱し、地域で食育も含む健康づくり活動に取り組んでいた健康づくり推進員制度は2020（令和2）年度で終了した。

わくわく健康ポイントの参加者、健幸アンバサダー、健康づくり推進員の推移は図表5-1-1のとおりである。

図表5-1-1 各種健康推進事業 人数の推移

(単位：人)

事業項目 / 年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
健康づくり推進員 推進員数	450	446	427	422	424	422	431	429	406	402

事業項目 / 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
健康づくり推進員 推進員数	424	424	416	418	372	-	-	-	-	-
わくわく健康ポイント 参加者数	-	-	-	300	600	653	679	686	558	275
健幸アンバサダー 養成者数	-	-	-	-	-	90	89	84	85	134
健幸アンバサダー 年度末数	-	-	-	-	-	90	178	262	347	481

資料：健康医療推進課

### 3 健康ふれ愛フェスティバル

合併記念事業として、健康意識や福祉事業への理解を深めてもらうことを目的に2005（平成17）年度に始まった。総合福祉センターを会場にして、毎年春の大型連休期間中に産業文化フェスティバル及び福祉フェスティバル（市社会福祉協議会主催）と同時開催し、コンピュータ体力診断や各種健康度チェック、健康体操などを実施していた。しかし、2020（令和2）年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け開催中止が続き、産業文化フェスティバルの終了とともに、2022（令和4）年度に事業の終了を決定した。

### 4 高地運動教室

2006（平成18）年度に、フィールド大学構想の取組の一つとして、瓶ヶ森林道での健康増進教室から始まった。3～5か月の期間をかけて、瓶ヶ森林道周辺での高地でのウォーキングや平地でのウォーキングなどを行い、併せて医師による講話や栄養士・保健師による食生活、生活習慣の指導を実施した。ウォーキング終了後は血液検査や体組成測定などにより、身体状況や食生活の改善状況の評価を行った。対象は40歳以上の人（40～59歳の方は生活習慣病の所見が必要）で、交流人口の拡大にも貢献していたが、2017（平成29）年度で終了した。

### 5 「笑い」で健康づくり推進事業

笑いを通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指し、2019（令和元）年度から開始した。当初は、愛媛住みます芸人を起用した笑いの場を各種行事において提供しており、2022（令和4）年度からは愛媛プロレスと連携し、プロレスラーによる市内のイベント会場や公民館等の施設への訪問活動を通して、地域に笑顔を届けた。2023（令和5）年度からは、社会人落語家・笑いヨガ講師と連携し、笑いヨガや落語の要素も取り入れた。

本事業については、アンケート調査結果から、事業の有用性について参加者から一定の理解を得られていたものの、一方で、有効性を定量的に測定することが困難であるという課題も挙がっ

ていた。また、参加者が固定化しているという課題も生じていたため、2024（令和6）年度で終了した。

## 6 西条市総合福祉センターでの健康増進指導

西条市総合福祉センターでは、生活習慣病の重症化及び発症の予防や介護予防など、市民の健康増進を目的としてふれあいトレーニングルームと水浴訓練室を設置している。

ふれあいトレーニングルームは様々なトレーニングマシンを設置しており、有酸素運動や筋力アップ運動、柔軟運動などに活用できる。水泳訓練室は6m×12m、水深0～110cm（可動床）のプールで、水中ウォーキングや水中運動を行うことができる。

## 第3節 健康・予防・治療事業

### 1 母子保健等

母子保健に関しては、合併前から各市町で実施していた母子健康手帳の交付や健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等の事業を引き継ぐとともに、次の事業を新たに実施するなど、施策を充実させている。

#### (1) こんにちは赤ちゃん事業

2009（平成21）年度から児童福祉法に基づく、乳児家庭訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について取り組み、生後4か月を迎えるまでの第1子の乳児のいる家庭への全戸訪問を開始した。その後、2011（平成23）年度から対象を生後4か月までの乳児のいる全ての家庭として、産後うつ病質問票や赤ちゃんへの気持ち質問票により、産後の母親のメンタルヘルスを把握し、母親の多面的な精神支援につなげている。

#### (2) 子育て総合相談窓口

育児不安を感じやすい産前産後における育児相談の充実を図るため、保健師・栄養士・助産師・保育士・家庭児童相談員による個別相談を2005（平成17）年度から中央保健センターで週1回実施し、親子の遊びの場の提供を行い情報交換や仲間と交流することで育児ストレスの緩和を図り楽しく子育てができるよう支援した。

その後、「のびのびDAY」とし、親子の交流の場として、自由に遊んだり身体計測したりできる場を週1回提供していたが、2020（令和2）年度で終了し、授乳室に計測コーナーを設けている。個別相談は身近な場所である各保健センター等で実施する「ハピ♡すく相談室」を月1回開催し、保護者が気軽に利用できる場となっている。

#### (3) 乳幼児発達相談

乳幼児健康診査等において心身の発達に問題のある乳幼児に対して、2004（平成16）年度から

身体・小児精神発達の専門医師による診察・相談を実施し、早期治療・療育へつないでいる。また、臨床心理士や言語聴覚士による発達検査や個別相談を実施し、相談内容に応じた必要な支援につなぎ、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っている。

#### (4) 育児支援教室

経過観察の必要な幼児と育児に不安を抱える保護者に親子遊びを通して生活に関する具体的な相談・指導を行うことにより、子どもの健やかな成長・発達を支援することを目的に実施している。参加する保護者の多くは育てにくさから育児不安を感じており、スタッフの具体的な指導及び助言により、幼児の発達や接し方を理解し、よりよい親子関係を築いていけるよう支援している。

#### (5)ペアレント・トレーニング

親子の関わり方に不安を抱える保護者に対し、2019（令和元）年度から地域子育て支援センターと協力し、臨床心理士や保健師が「ペアレント・トレーニング」を実施し、育児不安の軽減と子どもへの関わり方等について学ぶ機会を設けている。開催時、託児を行うことで、保護者がゆっくり講座に参加できるようにしている。

#### (6) 5歳児相談

3歳までの健康診査では、発達障がい等を発見することが難しいケースがある。3歳児以降から就学までの大切な時期に早期発見の機会を作り、早期療育につなげていくことは重要であり、2014（平成26）年度、市内5園でモデル的实施を行い、2015（平成27）年度から本格実施を開始した。市内の5歳児を対象に「5歳児相談シート（保護者用）」を保護者に配布し、同時に保育所（園）・幼稚園・こども園等にも「5歳児相談シート（先生用）」の記入を依頼して、状況把握を行っている。これらを通し、保護者や園の気づきを促し、さらに、関係機関との共通認識が図れるようになった。また、5歳児相談シートで個別相談を希望したケースに対して、相談や発達検査を行い、個々に応じた適切な支援につなげている。

その他、必要に応じて保育所（園）・幼稚園・こども園等への園訪問を実施し、対象児に対する適切な支援方法等を検討する機会を作っている。また、ウイングサポートセンターと連携し、情報共有を図り、スムーズな就学に向けた継続的な支援につなげている。

#### (7) すこやか親子推進連絡会議

全ての親と子の健康や生活環境の向上を図るために、保健・医療・福祉・教育等の関係分野と連携し、ネットワークの構築により、母子保健における地域支援体制を確立することを目指して2005（平成17）年度から年1回開催している。

#### (8) 子育て支援連絡会

親子の抱えている様々な問題を解決することを目的に、2006（平成18）年度から、西条・東予

・丹原・小松の各地域で子育て関係機関（保育所（園）・幼稚園・家庭児童相談員・子育て支援センター等）の関係者が参加し、情報交換や学習会やケース検討会等を開催した。

2018（平成30）年度からは、丹原・小松地域のみで開催している。西条・東予地域については、必要に応じて随時、情報共有等を行い、連携を図りながら親子の支援の方向性を検討している。

#### （9）特定不妊治療費助成

不妊治療における経済的負担を軽減するため、2006（平成18）年度から県の特定不妊治療費助成事業に併せて補助していたが、2022（令和4）年度に不妊治療が保険適用となったことで、助成事業は終了した。

2023（令和5）年度から、県の人口減少対策総合交付金を活用し、不妊を心配する夫婦が受けた検査に対して妊娠前検査費補助事業を、保険診療の特定不妊治療と併用して行った先進医療に対して特定不妊治療（先進医療）費補助事業を開始した。

#### （10）ふる里出産妊婦健診助成事業

里帰り出産で帰省し、本市内の産婦人科で妊婦健診を受診した県外在住者に対し、健診費用の助成を行うことにより妊娠中の負担軽減を図る制度で、2009（平成21）年度から開始し、2014（平成26）年度末で廃止した。

#### （11）産後ケア事業

出産後の心身の休養や育児不安の解消のため、自宅又は本市指定の施設で各種サポートが受けられる制度で、2020（令和2）年度から実施している。市内に住所を有する産後1年未満の母子が対象で、母の健康状態の相談・指導、乳房のケアや授乳指導、赤ちゃんの健康状態・体重・排泄・沐浴、育児の相談や指導、心身の休養サポートなどを行っている。

#### （12）子育て世代包括支援センターの設置

2017（平成29）年4月に、子育て世代包括支援センターが法定化されたことを受け、本市では、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的として、西条市子育て世代包括支援センター（ハピ♡すくルーム）を2020（令和2）年10月に設置した（詳細は4編2章2節を参照）。

#### （13）妊婦一般健康診査・妊婦歯科健康診査

本市では母子健康手帳交付時に、費用の一部を助成する妊婦一般健康診査受診票（14回分）と妊婦歯科健康診査受診票（1回分）を交付している。2024（令和6）年度から多胎妊婦には、14回分の受診票に追加して5回分の健診費用を公費助成している。受診票は市内だけでなく愛媛県内の医療機関・助産所でも使用できる。県外では使用できないが、診査費用を全額支払ってもらった後、費用の一部払い戻しを行っている。

本市がこれまで取り組んできた母子保健事業の実施状況は図表5-1-2のとおりである。

図表5-1-2 母子保健事業の実施状況

(単位：人、%)

区分 / 年度		H16	H21	H26	R1	R6	
妊婦届出状況	初妊婦	445	443	381	317	268	
	経産婦	492	555	458	403	281	
	計	937	998	839	720	549	
産後ケア事業	延人員	-	-	-	-	270	
妊婦一般健康診査	対象者	1,877	13,654	11,676	10,395	8,168	
	受診者数	1,818	10,445	10,164	8,702	6,835	
	うち県内受診者数	-	-	-	8,521	6,736	
	上記の有所見率	39.6%	22.8%	20.1%	23.7%	22.1%	
乳児一般健康診査	対象者	1,994	1,868	1,668	1,502	1,172	
	受診者数	1,956	1,622	1,561	1,320	957	
	受診率	98.1%	86.8%	93.6%	87.9%	81.7%	
	有所見率	4.9%	5.1%	10.0%	7.1%	6.6%	
3か月児健康診査	対象者	962	973	866	725	565	
	受診者数	884	927	840	702	553	
	受診率	91.9%	95.3%	97.0%	96.8%	97.9%	
	有所見率	7.6%	11.0%	14.9%	16.5%	13.6%	
1歳6か月児健康診査	対象者	992	956	906	783	597	
	受診者数	897	872	858	780	576	
	受診率	90.4%	91.2%	94.7%	99.6%	96.5%	
	有所見率	11.7%	7.6%	18.8%	13.8%	13.5%	
3歳児健康診査	対象者	1,096	995	964	682	664	
	受診者数	980	862	918	663	641	
	受診率	89.4%	86.6%	95.2%	97.2%	96.5%	
	有所見率	15.8%	6.1%	47.4%	22.3%	25.1%	
乳幼児健康相談	延人員	1,032	623	2,316	765	3,030	
5歳児相談	対象者	-	-	960	852	740	
	個別相談者数	-	-	78	86	76	
母子健康教育	新米パパママ学級(*1)	延人員	766	474	448	309	211
	育児学級	延人員	2,255	2,661	2,580	1,500	1,421
	思春期	延人員	13	0	-	-	162
母子訪問指導	延人員	256	875	1,630	1,347	1,175	
育児支援教室	延人員	760	675	611	223	125	
特定不妊治療	申請数	-	42	60	67	0	
不妊治療費等補助	妊娠前検査費	申請数	-	-	-	42	
	先進医療費	申請数	-	-	-	66	

資料：健康医療推進課（事務報告書・一）

\*1 H22まで両親学級

## 2 予防接種

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、市内医療機関の協力を得て、予防接種事業を実施している。また、予防接種による健康被害が生じた場合、迅速な救済を図ることとしている。

- ① A類疾病…主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り。  
定期予防接種の対象。  
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん（はしか）、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）、水痘、B型肝炎
- ② B類疾病…主に個人予防に重点。努力義務無し。接種勧奨無し。定期予防接種の対象。  
インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症

### 3 健康相談・健康診査・がん検診等

高齢者や成人に関する保健事業については、生活習慣病、がん等の疾病の早期発見、早期治療を目的に健康相談、健康診査、がん検診等を中心に、合併前からの事業を引き継ぐとともに、次の事業を新たに実施するなど、施策を充実させている。

健康診査は、加入している健康保険の種類と年齢により様々であり、市の施設等で行う集団健診と医療機関で行う個別健診を選ぶことができる。

また、がん検診は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がんについて実施しており、市民なら年齢条件だけで誰でも受診することができる。

#### (1) 特定健康診査・特定保健指導事業・重症化予防事業

2008（平成20）年度から、40歳から74歳までの国保の被保険者を対象とした糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健診）、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して生活習慣の改善を目的とした保健指導（特定保健指導）を負担なしで実施している。

また、2018（平成30）年8月から糖尿病性腎症重症化予防事業を実施している。

#### (2) 健診We b予約システム

スマートシティ西条トライアル事業として、2018（平成30）年度から健診We b予約を開始した。2023（令和5）年度からは、公益財団法人愛媛県総合保健協会が提供するWe b予約システムサービスを利用して、集団健診で受ける特定健康診査とがん検診の予約申込を受け付けている。土日祝日を含む健診日の11日前まで予約可能で、予約が完了した後に登録メールアドレスに予約申込完了メールを送付している。

#### (3) 減塩生活推進事業

2013（平成25）年度から、幅広い世代に向けて減塩の必要性を説く「はじめよう！減塩生活」として取組を始めた。減塩バランスに配慮した料理講習会の開催や、減塩に関するチラシを作成し全戸配布した。市ホームページでは減塩バランスメニューの紹介などを行っている。

#### (4) ラジオ体操で始める健康づくり推進事業

市民が健康への関心を高め、生活習慣病予防や介護予防につなげるとともにコミュニティの強化、地域の活性化を図ることを目的に2015（平成27）年度から開始した。5人以上のグループで

登録し、ラジオ体操を実施するごとにスタンプを押すというポイント制を採用していた。

また、NHKテレビ・ラジオ体操講師を招いてラジオ体操の講座も開催した。

#### 4 精神保健事業

##### (1) 自殺予防対策

本市では2019（平成31）年3月に自殺対策計画を策定し、自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の育成、地域におけるネットワークの強化、生きることの促進要因への支援など、様々な予防対策に取り組んでいる。

##### (2) 個別支援

精神科医が直接対応する「こころの相談」を毎月行うほか、本市ホームページ内に「こころといのちのページ」を設け、オンライン相談、様々な相談窓口への取次、関連情報の紹介などを行っている。

##### (3) 関係機関連絡会

本市では精神疾患を持つ方を支援する関係機関（地域活動支援センター職員・就労継続支援施設職員・保健所・保健センター職員等）が連絡会を組織し、デイケアの活動内容、家族教室などの内容の協議を行っている。

#### 5 食育推進事業

前述のように、本市では2010（平成22）年3月から3次にわたる食育推進計画を策定し、様々な事業に取り組んでいる。

##### (1) 食育検討庁内連絡会

食育は幅広い分野に関わることから、行政機関をはじめとして、様々な関係機関・関係団体が連携し一体的に取り組むことが必要となる。そのため地域を中心として、食育に関わる関係機関が担う役割を明確にし、相互の連携を図るとともに、本市の庁内組織に食育検討庁内連絡会を設置し、食育事業の実施に関する情報交換や計画立案などを行っている。

##### (2) 食生活改善推進協議会

食生活改善推進協議会は、保健所での栄養教室修了者の組織化を目的として設立された全国組織である。会員は地域の健康づくりを担う食育アドバイザーとして、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食育の促進や郷土料理等の食文化の継承などに取り組んでおり、食生活改善推進員の日々の活動は、厚生労働大臣表彰や知事表彰の受賞等により評価を得ている。本市の会員は2024（令和6）年度末現在で149人である。

図表5-1-3 健康相談、健康診査事業の実施状況

(単位：人、%)

区分 / 年度			H16	H21	H26	R1	R6
【健康相談】							
健康手帳交付		交付者数	1,527	531	332	-	-
成人健康教育	集団健康教育	延人員	13,993	19,821	8,762	8,855	6,927
		個別健康教育	延人員	594	-	-	-
	計	延人員	14,587	19,821	8,762	8,855	6,927
成人健康相談	総合健康相談	延人員	6,402	3,090	3,474	1,571	1,235
		重点健康相談	延人員	718	697	807	365
	計	延人員	7,120	3,787	4,281	1,936	1,822
【健康診査等】							
健康診査	集団健康診査	受診者数	7,242	6,616	6,496	5,506	5,310
		個別健康診査	受診者数	1,443	2,493	2,639	2,761
	計	受診者数	8,685	9,109	9,135	8,267	8,210
特定健康診査等	特定健康診査	受診者数	-	7,507	7,424	6,702	5,806
	特定保健指導	実施者数	-	287	215	199	155
がん検診	肺がん検診	受診者数	8,113	7,658	8,206	6,767	6,795
	肺がんCT検診	受診者数	106	549	360	428	-
	胃がん健診	受診者数	5,614	6,940	6,727	5,258	4,645
	大腸がん検診	受診者数	6,055	7,947	9,016	7,405	7,026
	子宮頸がん検診	受診者数	2,345	4,893	5,015	3,764	3,223
	乳がん検診	受診者数	873	4,384	4,831	3,611	3,371
	腹部超音波健診	受診者数	1,688	4,140	4,762	3,206	2,748
	前立腺がん検診	受診者数	426	1,056	1,195	1,003	1,002
	計	受診者数	25,220	37,567	40,112	31,442	28,810
ヘリコバクター・ピロリ感染検査	成人(50歳)	受診者数	-	-	-	206	287
	中学2年生	受診者数	-	-	-	481	540
	計	受診者数	-	-	-	687	827
その他の検診	骨粗しょう症検診	受診者数	1,143	358	403	399	749
	C型肝炎ウイルス検診	受診者数	1,381	896	870	683	1,002
	B型肝炎ウイルス検診	受診者数	1,382	899	874	682	996
	結核健診	受診者数	8,170	3,660	-	-	-
	成人歯科健診	受診者数	460	421	517	656	479
	計	受診者数	12,536	6,234	2,664	2,420	3,226
【がん対策推進】							
がん対策推進助成	助成及び補助件数	-	-	-	-	-	52
【訪問指導等】							
成人(老人等)訪問指導		延人員	2,031	898	756	513	398
精神保健対策	訪問	延人員	133	64	90	68	67
	相談	延人員	481	816	1,581	983	995
	地域活動支援センター等支援(*1)	延人員	438	576	685	608	148
	サロン事業	延人員	403	-	-	-	-
	精神障害者地域ネットワーク会	延人員	26	-	-	-	-
計	延人員	1,481	1,456	2,356	1,659	1,210	
自殺予防対策	ゲートキーパー養成講座	延人員	-	-	229	145	51
	研修会	延人員	-	-	485	19	10
	自殺予防対策庁内連絡会	延人員	-	-	14	16	24
	こころの相談	延人員	-	-	27	22	18
計	延人員	-	-	755	202	103	

資料：健康医療推進課（事務報告書・一）

\*1 H20まで作業所支援

## 6 がん対策関連

### (1) がん対策推進条例

2007（平成19）年にがん対策基本法が施行され、愛媛県が2008（平成20）年にがん対策推進計画を策定、2010（平成22）年には愛媛県がん対策推進条例を制定している中、本市では市民一人ひとりが、がんを正しく知り、がんの予防及び早期発見に努めるとともに、適切な医療及び支援

により、がん患者が地域で安心して暮らしていけるよう、2021（令和3）年4月1日にがん対策推進条例を施行し、がん対策推進事業を開始した。

がんは1981（昭和56）年以降、我が国の死因の第1位となっており、全死亡者のおよそ3分の1はがんが死因であるとされる。本市の死因順位もがんが第1位であり、今後、更なる高齢化の進行からがん罹患者数が増加することが見込まれる。同条例では、市の責務、市民、医療及び福祉関係者、事業者の役割を明らかにするとともに、がん教育、がん予防、在宅医療・緩和ケア、骨髄移植、がん患者等への支援など、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めた。

#### （2）骨髄バンクドナー支援

骨髄等（骨髄又は末梢血管細胞）の移植やドナー登録者の増加を図るために、骨髄移植のドナーとドナーが勤務する事業所を対象に助成金を交付する制度で、2019（令和元）年度から実施している。ドナーには骨髄等の提供1回につき10万円、ドナーが勤務する県内の事業所には助成対象ドナー1人の骨髄等の提供1回につき5万円を助成している。

#### （3）ヘリコバクター・ピロリ感染検査

胃がんのリスク原因であるヘリコバクター・ピロリ（ピロリ菌）感染の有無を確認し、必要に応じて除菌治療につなげることを目的とする検査で、2017（平成29）年度から開始した。本市では成人向けの検査に加え、早期発見・予防を目指して中学2年生を対象にした検査も行っている。

#### （4）若年がん患者在宅療養支援事業

若年のがん患者が、住み慣れた自宅などで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成する制度で2021（令和3）年度から実施している。20歳以上40歳未満の人、又は18歳以上20歳未満の人のうち小児慢性特定疾病医療費助成事業の認定を受けられない人で、医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断され、在宅療養上の生活支援や介護が必要な人を対象とする。訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売がサービスの対象で、1か月当たり6万円を限度額として利用料の9割を助成している。

#### （5）ウィッグ・補整具等購入費助成

がん治療中の市民の就労や社会参加を応援し、より良い療養生活を送れるよう、ウィッグや補整具等の購入費の一部を助成する制度で2021（令和3）年度から実施している。がん治療を原因とする外見の変化に伴い、ウィッグや補整具等が必要な人が対象となる。2024（令和6）年4月からは、専用入浴着、エピテーゼ、弾性着衣も助成対象としている

#### （6）小児がん等の治療後の任意予防接種費助成

骨髄移植その他の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で改めて予防接種を受ける小児に対し、当該予防接種に要する費用の一部を助成すること

により、感染症の発生及びまん延の予防や子育てに係る負担の軽減を図る制度で2021（令和3）年度から実施している。対象となるのはA類疾病に係る予防接種で、BCGは4歳未満、小児肺炎球菌感染症は6歳未満など、一部のワクチンには上限年齢がある。

## 第4節 新型インフルエンザ感染症

新型インフルエンザとは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザのうち、国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものを指す。2013（平成25）年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法において、市町村がその区域に係る対策実施に関する計画を定めるよう求めた。本市は新型インフルエンザ発生時の基本的な対応について、国及び県の行動計画との整合性を図りつつ、個別の取組項目などを示す「西条市新型インフルエンザ等対策行動計画」を2015（平成27）年3月に策定した。

新型インフルエンザ及び感染力の強さから同様に社会的影響が大きくなると予想される新たな感染症が対象で、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小にすることが目的である。

新型インフルエンザの発生段階を、①未発生期 ②海外発生期 ③県外発生期 ④県内発生早期 ⑤県内感染期 ⑥小康期の6段階で整理し、対策の主要項目を①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・蔓延防止 ⑤医療体制 ⑥市民生活及び地域経済の安定の確保の6項目に分けて立案した。

新たな感染症である新型コロナウイルスの発生を受けて、2020（令和2）年9月に「西条市事業継続計画（BCP）〈新型インフルエンザ等感染症編（新型コロナウイルス感染症等）〉」を策定し、新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って各部署の行う業務を明らかにした（新型コロナウイルス感染症については第5編第6章を参照）。

## 第5節 保健センター

本市には、合併時からこれまで、西条地区の中央保健センター、東予保健センター、丹原保健センター及び小松保健センターの4か所の保健センターが設置されており、各種健（検）診・予防接種の予約・実施、助産師や保育士による妊娠や出産、育児に関する相談、心身の健康に関する相談、食生活や健康に関する講座、手軽なトレーニング教室の開催などを行ってきた。

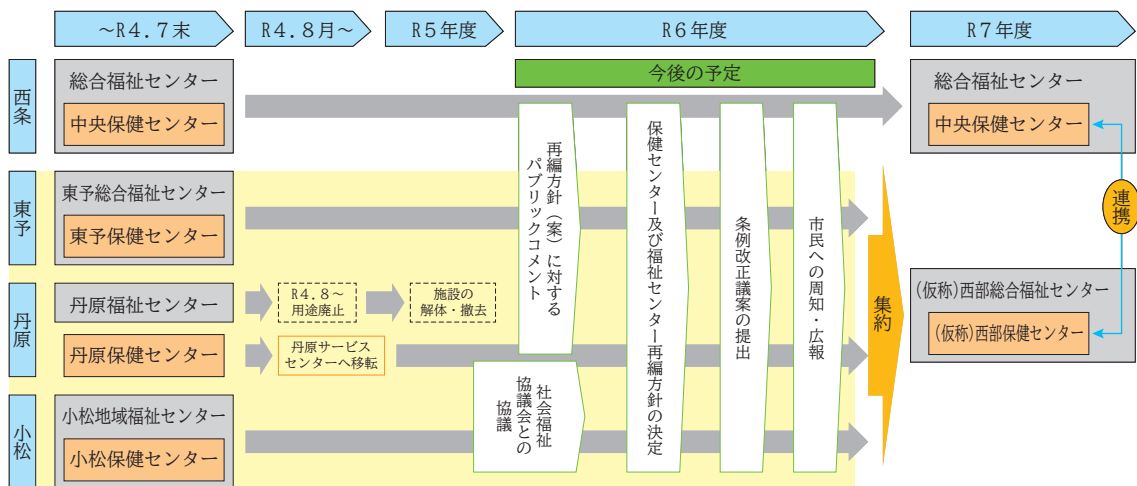
- ① 中央保健センター…神拝甲324番地2 総合福祉センター（もてこい元気館）内
- ② 東予保健センター…周布606番地1 東予総合福祉センター内
- ③ 丹原保健センター…丹原町池田1762番地4（令和4年8月まで）
- ④ 小松保健センター…小松町新屋敷乙48番地1

このうち、丹原保健センターは、2022（令和4）年8月の総合支所の再編等に併せて丹原サービスセンター（丹原町池田1733番地1）内へ移転した。

また、2025（令和7）年度から、丹原保健センター及び小松保健センターの機能を東予保健センターに集約し、西部地域の健康づくりの拠点として新たに「西部保健センター」として再編し、効率的かつ効果的な健康・保健施策を推進することとしている。

図表5-1-4 保健センターの再編方針

- 令和4年8月の総合支所の再編等にあわせて、丹原保健センターを丹原サービスセンター内へ移転するとともに、丹原福祉センターについても施設の老朽化等により運営を終了し、令和5年11月末に建物の解体・搬去を完了したところ。人口減少、少子高齢化の更なる進展等により保健センター及び福祉センターに求められる役割や機能も変化してきている中、限られた資源を有効活用し、効率的かつ効果的な健康・保健事業を展開するため、保健センター及び福祉センターを再編する。
- 具体的には、令和7年度から丹原保健センター及び小松保健センターの機能を東予保健センターに集約するとともに、小松地域福祉センターについても、福祉センター機能を廃止した上で、東予総合福祉センターに集約し、令和7年度から『（仮称）西部保健センター』及び『（仮称）西部総合福祉センター』を西部地域の拠点として再編し、令和7年度から開始する第3次西条市健康づくり計画の推進体制を強化するなど、効率的かつ効果的な健康・保健施策を推進する。



資料：健康医療推進課

## 第2章 国民健康保険

### 第1節 国民健康保険の経緯

#### 1 制度の経緯

全ての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険の体制が1961（昭和36）年4月に確立し、市町村等は国保事業を行うことが義務付けられた。2004（平成16）年の合併では、それまで各市町で異なっていた事務事業内容を調整し、統一等を行った。

市町村等が行う国民健康保険については、被用者保険と比べて低所得で所得に占める保険料負担の割合が高く、医療費水準の高い高齢者が多い等の構造的な課題を抱えており、財政的に非常に厳しい状況にある。

合併後に行われた主な制度改正として、2008（平成20）年度に後期高齢者医療制度が創設され、75歳以上の被保険者等は後期高齢者医療保険へ移行されることとなり、乳幼児の窓口負担割合2割が就学前児童まで拡大された。2014（平成26）年度からは、70歳を迎える被保険者の窓口負担割合が原則2割になった。

2018（平成30）年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業費納付金の決定、標準保険料率の提示等の中心的な役割を担い、各市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収などを引き続き担うこととなった。

#### 2 国民健康保険運営協議会

市町村等の国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法に基づき設置する市町村長等の附属機関であり、国民健康保険事業の適正な運営を図ることを目的に、保険給付、保険料の徴収など、市町村等が処理する事務に係る重要事項の審議を行っている。

本市における同協議会は、被保険者代表、保険医又は保険薬剤師の代表、公益代表、被用者保険等保険者代表による委員14人（令和7年3月末現在）で構成しており、委員の任期は政令の改正により2018（平成30）年度から3年となっている。

#### 3 国民健康保険税の取扱いについて

合併調整により2004（平成16）年度は旧2市2町のそれぞれの税率を引き継ぎ、2005（平成17）年度から税率を統一した。ただし、急激な負担増を緩和するため3年間は財政支援措置を講じることとし、額については保険給付費等の状況を勘案しながら調整した。

2006（平成18）年度、2012（平成24）年度、2013（平成25）年度、2015（平成27）年度にそれぞれ保険税率の改定を行った。国保財政運営の都道府県単位化により保険料水準の県内統一を目指すことから、本市においては、2023（令和5）年度、2024（令和6）年度の2か年で資産割を廃止し、税率を県の示す標準保険料率を参考に改定することとした。

## 第2節 国民健康保険の状況

### 1 被保険者数等の推移

本市における国民健康保険の被保険者数等、保険給付の推移は、図表5-2-1及び図表5-2-2のとおりである。

図表5-2-1 被保険者数等の推移

項目 / 年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
加入世帯数（世帯）	24,341	24,627	24,940	24,878	17,864	17,864	18,060
被保険者数（人）	45,638	45,566	45,273	44,579	30,756	30,603	31,071

項目 / 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
加入世帯数（世帯）	17,939	17,898	17,743	17,621	17,247	16,695	16,199
被保険者数（人）	30,715	30,418	29,912	29,402	28,414	27,170	25,954

項目 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
加入世帯数（世帯）	15,805	15,450	15,201	15,056	14,697	14,248	13,626
被保険者数（人）	25,009	24,223	23,639	23,156	22,292	21,306	20,122

資料：国保医療課（事務報告書・一）

注：各年度の数値は年度平均

図表5-2-2 保険給付の推移

（単位：件、千円）

項目 / 年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
医療費給付	療養給付	件数	362,020	389,999	406,073	418,177	428,335	423,035	430,154
		給付額	6,100,508	6,741,044	6,927,854	7,284,415	7,275,730	7,208,727	7,519,561
	療養費等	件数	5,815	6,632	6,680	7,870	7,664	8,320	8,817
		金額	39,345	42,991	42,930	53,636	55,434	57,576	61,500
	高額療養費	件数	8,194	9,838	11,194	11,261	14,163	14,384	14,833
金額		718,444	808,897	839,456	790,901	910,387	947,711	1,009,397	
移送費	件数	0	1	0	0	0	0	0	
	金額	0	13	0	0	0	0	0	
計	件数	376,029	406,470	423,947	437,308	450,162	445,739	453,804	
	金額	6,858,297	7,592,945	7,810,240	8,128,952	8,241,551	8,214,014	8,590,458	
その他給付	出産育児一時金	件数	183	144	157	121	123	120	136
		金額	54,900	43,200	50,650	42,350	43,770	47,470	56,820
	葬祭費	件数	863	893	897	926	254	195	190
金額		11,795	13,395	13,455	13,890	3,810	2,925	2,850	
計	件数	1,046	1,037	1,054	1,047	377	315	326	
	金額	66,695	56,595	64,105	56,240	47,580	50,395	59,670	
合計	件数	377,075	407,507	425,001	438,355	450,539	446,054	454,130	
	金額	6,924,992	7,649,540	7,874,345	8,185,192	8,289,131	8,264,409	8,650,128	

(単位：件、千円)

項目 / 年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
医療費給付	療養給付	件数	436,882	440,561	451,627	443,132	433,880	410,698	388,311
		給付額	7,840,516	7,806,267	7,926,910	7,900,866	8,202,119	7,749,511	7,678,490
	療養費等	件数	9,225	9,297	9,429	9,415	9,411	9,251	8,696
		金額	63,638	61,374	63,082	72,927	65,042	62,299	57,553
	高額療養費	件数	15,714	16,366	16,547	18,007	17,945	19,994	19,534
金額		1,109,596	1,128,012	1,140,278	1,131,897	1,228,426	1,218,745	1,201,158	
移送費	件数	0	0	0	0	1	0	1	
	金額	0	0	0	0	45	0	95	
計	件数	461,821	466,224	477,603	470,554	461,237	439,943	416,542	
	金額	9,013,750	8,995,653	9,130,270	9,105,690	9,495,632	9,030,555	8,937,296	
その他給付	出産育児一時金	件数	125	113	90	105	112	72	84
		金額	52,296	47,326	37,646	43,966	46,074	29,725	35,212
	葬祭費	件数	183	193	182	211	185	193	164
		金額	2,745	2,895	2,730	3,165	2,775	2,895	2,460
計	件数	308	306	272	316	297	265	248	
	金額	55,041	50,221	40,376	47,131	48,849	32,620	37,672	
合計	件数	462,129	466,530	477,875	470,870	461,534	440,208	416,790	
	金額	9,068,791	9,045,874	9,170,646	9,152,821	9,544,481	9,063,175	8,974,968	

項目 / 年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
医療費給付	療養給付	件数	390,538	385,392	357,435	363,742	359,188	352,790	335,479
		給付額	7,404,871	7,643,038	7,252,969	7,307,212	7,335,023	7,254,098	6,869,219
	療養費等	件数	7,914	7,860	7,586	8,413	7,900	7,597	7,891
		金額	53,039	52,722	51,068	54,464	48,293	52,231	50,011
	高額療養費	件数	19,922	20,585	20,179	19,665	20,444	20,492	19,525
金額		1,163,792	1,243,384	1,181,155	1,177,695	1,175,463	1,196,342	1,160,779	
移送費	件数	2	1	0	1	1	2	1	
	金額	60	89	0	73	78	295	49	
計	件数	418,376	413,838	385,200	391,821	387,533	380,881	362,896	
	金額	8,621,762	8,939,233	8,485,192	8,539,444	8,558,857	8,502,966	8,080,058	
その他給付	出産育児一時金	件数	51	65	55	59	51	47	45
		金額	21,360	26,370	23,507	24,674	21,396	22,864	22,578
	葬祭費	件数	172	183	187	180	195	161	170
		金額	2,580	2,745	2,805	2,700	2,925	2,415	2,550
傷病手当金	件数	-	-	0	11	63	2	0	
	金額	-	-	0	383	1,933	101	0	
計	件数	223	248	242	250	309	210	215	
	金額	23,940	29,115	26,312	27,757	26,254	25,380	25,128	
合計	件数	418,599	414,086	385,442	392,071	387,842	381,091	363,111	
	金額	8,645,702	8,968,348	8,511,504	8,567,201	8,585,111	8,528,346	8,105,186	

資料：国保医療課

## 2 西条市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

厚生労働省の「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成26年3月末改定）に基づき、保険者は、健康・医療データを活用しP D C Aサイクルに沿った効率的・効果的な保健事業を実施することとなった。本市においても、2016（平成28）年3月に第1期となる「国民健康保険保健事業実施計画」（データヘルス計画）を策定した（計画期間：平成28～29年度）。

その後、2018（平成30）年3月には、特定健康診査等実施計画との相互の連動も念頭に置き第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画を一体的に策定した。

2024（令和6）年度には、2029（令和11）年度までを計画期間とする第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画を策定した。

## 3 保健事業

### （1）国保人間ドック実施事業

合併調整により2005（平成17）年度から35歳以上で市が行う総合健診、個別健診、単独検診を受診若しくは申込みをしていない人を対象に、短期人間ドックと脳ドック（同時受診可、70歳未満）を実施している。健診料は、市が7割（平成26年度までは8割）を負担する。

### （2）重複・頻回受診・重複服薬等指導事業

合併後、重複・多受診者訪問指導事業として実施し、家庭訪問により本人及びその家族へ適切な受診・服薬の指導・助言を行いながら、日常生活習慣の改善や健康管理への理解を促すことにより、医療費の適正化を図る事業を実施している。

### （3）はり・きゅう施術助成事業

合併調整により被保険者の健康の保持増進を目的として、市長の指定を受けた施術担当者による保険適用外のはり・きゅう施術に対し、市が施術料の7割を負担している。

### （4）特定健診・特定保健指導事業

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査等実施計画（第1期：平成20年3月策定、計画期間：平成20～24年度）を策定し、40歳から74歳までの被保険者を対象とした糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健診）、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して生活習慣の改善を目的とした保健指導（特定保健指導）を被保険者の負担なしで実施している。

### （5）糖尿病性腎症重症化予防事業

2018（平成30）年8月から特定健診の結果でH b A 1 c 6.5以上の被保険者のうち未治療者、治療中断者に対し、糖尿病性腎症検査の受診勧奨及び重症化予防プログラムへの参加勧奨を実施している。受診勧奨後に医療機関を受診した割合は例年約50%と一定の効果は出ているものと推測できる。

本市における国民健康保険の保健事業の推移は、図表5-2-3のとおりである。

図表5-2-3 保健事業の推移

(単位：件、千円)

項目 / 年度			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
特定健診 保健指導	特定健診	件数	-	-	-	-	8,183	7,507	7,163
		給付額	-	-	-	-	55,262	49,039	45,476
	保健指導	件数	-	-	-	-	384	287	239
短期人間ドック ・脳ドック	件数	662	756	737	788	791	744	880	
	金額	19,679	22,650	23,155	23,069	22,586	22,854	23,328	
はり・きゅう	件数	3,035	4,054	4,378	4,843	3,077	3,028	2,888	
	金額	10,161	13,891	15,136	18,169	10,192	9,701	9,862	
貸付金	件数	140	157	207	63	39	22	1	
	金額	24,905	31,962	39,159	9,624	5,145	1,955	66	

項目 / 年度			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特定健診 保健指導	特定健診	件数	7,339	7,402	7,203	7,427	7,486	6,834	6,601
		給付額	47,948	49,113	46,882	50,541	52,121	47,039	46,149
	保健指導	件数	288	179	135	208	157	139	211
短期人間ドック ・脳ドック	件数	827	850	965	929	944	1,076	956	
	金額	23,411	23,696	26,656	26,436	28,477	32,858	29,583	
はり・きゅう	件数	3,008	3,409	3,384	3,371	3,431	3,296	3,224	
	金額	9,565	10,795	11,853	12,149	12,507	12,045	11,543	
貸付金	件数	16	14	0	5	0	0	0	
	金額	1,844	1,744	0	933	0	0	0	

項目 / 年度			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
特定健診 保健指導	特定健診	件数	6,531	6,595	5,660	5,958	6,260	6,174	5,806
		給付額	48,589	52,449	47,151	49,024	52,213	53,230	50,414
	保健指導	件数	218	199	78	90	175	202	155
短期人間ドック ・脳ドック	件数	973	825	704	748	742	707	705	
	金額	30,179	21,596	18,406	19,659	19,664	18,415	18,459	
はり・きゅう	件数	3,411	3,520	3,141	3,285	3,525	3,315	3,269	
	金額	12,474	13,266	12,145	12,957	13,375	12,372	11,903	
貸付金	件数	0	0	0	0	0	0	0	
	金額	0	0	0	0	0	0	0	

資料：国保医療課（事務報告書・一）

## 第3章 後期高齢者医療保険

### 第1節 後期高齢者医療保険の経緯

#### 1 制度の経緯

高齢化の進展に伴う医療費の増大に対応するため、健康保険法等の一部を改正する法律により、2008（平成20）年4月から従来の老人保健制度が後期高齢者医療制度に変更された。

本制度により、各世代の負担を明確にし、公平かつわかりやすく、安心して医療を受けることができる仕組みが構築され、高齢者を社会全体で支えるとともに、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで財政基盤の安定化が図られることとなった。財源は公費が5割（国：都道府県：市町村＝4：1：1）、現役世代からの支援金（国民健康保険や被用者保険等からの負担）が4割、残る1割が被保険者の保険料で賄われる。

#### 2 運営主体

制度の創設に伴い、都道府県を単位とした後期高齢者医療広域連合が創設された。愛媛県では、県内全ての市町が加入する愛媛県後期高齢者医療広域連合が、制度の運営主体として保険料の決定や改定、医療給付などを実施し、本市のほか各市町では保険料の徴収や各種窓口業務などを行っている。

また、同広域連合の職員は県内市町からの派遣職員であり（会計年度任用職員を除く）、本市からも創設当初（創設前の準備期間を含む）から2人の職員を交代で派遣している（派遣期間：2～3年）。

### 第2節 後期高齢者医療保険の状況

#### 1 被保険者数等の推移

本市における後期高齢者医療保険の被保険者数、保険給付の推移は、図表5-3-1～5-3-2のとおりである。

図表5-3-1 被保険者数の推移

項目 / 年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
被保険者数（人）	16,248	16,556	16,960	17,216	17,505	17,602	17,593	17,714	18,022

項目 / 年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被保険者数（人）	18,153	18,244	18,451	18,390	18,250	18,601	19,074	19,648

資料：国保医療課（事務報告書・一）

注：各年度の数値は年度平均

図表5-3-2 保険給付の推移

項目 / 年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
受診件数（件）	378,555	428,893	440,486	458,802	476,540	482,791
受診率（%）*	2,329.9	2,590.6	2,597.2	2,665.0	2,722.3	2,742.8
保険者負担額（千円）	11,510,381	13,491,393	14,366,372	15,146,936	15,385,931	15,579,371
市負担額（千円）	999,796	1,144,308	1,136,710	1,240,789	1,247,463	1,262,130

項目 / 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受診件数（件）	490,222	495,342	504,949	508,986	509,222	514,377
受診率（%）*	2,786.5	2,796.3	2,801.8	2,803.9	2,791.2	2,787.8
保険者負担額（千円）	15,518,779	15,782,547	15,999,183	16,334,419	16,228,213	17,102,141
市負担額（千円）	1,258,285	1,278,814	1,298,603	1,320,640	1,318,428	1,385,177

項目 / 年度	R2	R3	R4	R5	R6
受診件数（件）	489,389	488,779	501,714	525,867	537,239
受診率（%）*	2,661.2	2,678.2	2,697.2	2,757.0	2,734.0
保険者負担額（千円）	16,480,320	16,361,348	16,616,365	16,893,274	17,394,569
市負担額（千円）	1,330,656	1,322,022	1,345,859	1,368,439	1,401,898

資料：国保医療課（事務報告書・一）

\* 100人当たりの受診件数

## 2 保健事業

### (1) 短期人間ドック実施事業（市単独事業）

後期高齢者医療制度開始の2008（平成20）年度から、本市に住所を有する後期高齢者医療保険の被保険者で、総合健診、個別健診、単独検診を受診若しくは申込みをしていない人を対象に、短期人間ドックを実施している。健診料は、市が7割（平成26年度までは8割）を負担する。

### (2) はり・きゅう施術助成事業（一部広域連合からの補助あり）

同じく2008（平成20）年度から、本市に住所を有する後期高齢者医療保険の被保険者の健康の増進を目的として市長の指定を受けた施術担当者による、保険適用外のはり・きゅう施術に対し、市が施術料の7割を負担している。

### (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（一部広域連合からの補助あり）

75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等が行われ、2020（令和2）年4月から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業が開始された。

広域連合は、その実施を構成市町村に委託することができ、本市でも、2023（令和5）年度から愛媛県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、データ分析、地域の健康課題の把握、対象者の抽出、事業の企画・調整・分析・評価を行う医療専門職を配置し、本事業を開始した。

市は、介護保険及び国民健康保険の保険者であり、保健事業や介護予防のノウハウを有し、高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな住民サービスが提供できることから、後期高齢者の保健事

業についても介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとしている。

本事業は大きく次の二つの取組が挙げられ、健康寿命の延伸と医療費を始めとした社会保障費の適正化に努めている。

- ① ハイリスクアプローチ（高リスク者への保健指導）…糖尿病性腎症や高血圧の重症化予防、低栄養の防止などの個別的支援や健診、医療、介護を受けていない者への健康状態の把握を行い、関係機関への支援につなげる（高血圧重症化予防は令和6年度から、それ以外は令和5年度から開始）。
- ② ポピュレーションアプローチ（集団全体に幅広く）…通いの場等においてフレイル予防等の普及啓発活動や健康教育・健康相談などを実施する。

本市における後期高齢者医療保険の保健事業の推移は、図表5-3-3のとおりである。

図表5-3-3 保健事業の推移

(単位：件、千円)

項目 / 年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
はり・きゅう	件数	1,767	1,748	1,631	1,813	2,052	2,262	2,291	2,405	2,283
	金額	6,048	6,131	5,508	6,497	7,948	8,988	9,453	9,783	9,241
短期人間ドック	件数	95	96	108	128	127	161	162	174	217
	金額	2,432	2,458	2,765	3,277	3,251	4,122	4,266	4,582	5,714
健康診査	件数	1,136	1,178	1,174	1,116	1,262	1,349	1,364	1,424	1,374
	金額	7,719	7,870	7,833	7,653	8,852	9,501	9,887	10,621	10,333

項目 / 年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
はり・きゅう	件数	2,239	2,472	2,660	2,669	2,551	2,849	3,080	3,193
	金額	8,951	9,783	11,251	11,417	11,370	12,595	13,325	13,351
短期人間ドック	件数	212	222	237	218	216	267	260	332
	金額	5,582	5,845	5,532	5,120	5,073	6,270	6,106	7,797
健康診査	件数	1,603	1,527	1,554	1,171	1,141	1,417	1,664	1,838
	金額	12,265	13,468	13,995	10,973	11,007	13,686	16,899	18,968

資料：国保医療課（事務報告書・一）

## 第4章 地域医療

### 第1節 西条市立周桑病院

#### 1 沿革・経営の変遷

周桑病院の前身は、産業組合（現在の農業協同組合の前身）が1938（昭和13）年7月、旧壬生川町（その後、東予市）に開院した「医療利用組合連合 周桑病院」である。その後、1961（昭和36）年に周桑郡（壬生川町・三芳町・丹原町・小松町）が周桑病院組合を設立し公立病院となり、企業法の改正により組合規約を改正して、1972（昭和47）年からは周桑病院企業団に改称し、東予市、丹原町、小松町の1市2町による事務組合として運営が続けられてきた。

2004（平成16）年に、2市2町が合併し新西条市が誕生した際に、同院も新たに西条市立としてスタートした。2010（平成22）年4月からは（医）専心会が指定管理者として管理運営を開始した。2020（令和2）年、同会が指定管理者として2期目（期間20年）に入り、現在、同院の運営を継続している。

2011（平成23）年1月には禁煙外来を設置。2019（令和元）年に精神科病床165床を廃止し、2023（令和5）年には訪問看護ステーションを開設した。新型コロナウイルス感染症対策では、入院患者への面会禁止、入館者の体温測定実施、感染隔離病床や発熱外来の設置などを行い、感染拡大後も入院患者については感染隔離病床へ移すなど速やかな対応で通常の診療を継続した。

#### 2 経営改革

2004（平成16）年に導入された新医師臨床研修制度の開始で全国的に医師不足が生じ、同院でも深刻な医師不足により診療体制の縮小を余儀なくされ、患者数の大幅減少による収入減から経営がひっ迫し、危機的な状況となった。

そこで市の医療体制や同院の運営手法などについて、有識者や医療関係団体などによる西条市医療基本構想策定委員会を設置し、その答申を受け、2009（平成21）年3月に「西条市立周桑病院改革プラン」を策定し、それに基づき指定管理者制度を導入することで経営改革を行うこととした。

具体的には、同院を存続する方策として行政が出資し、市立周桑病院の医師を理事長とした（医）専心会を立ち上げ、同法人に運営を委託することで対応し、医師不足などによって悪化した同院の経営状況を改善した。また、その後も2017（平成29）年3月に「西条市立周桑病院新改革プラン」を策定するなど経営の効率化等を視점에改革を進めてきた。

その結果、2010（平成22）年4月の指定管理者制度導入以降は、経常収支において黒字化を実現することができ、安定した地域医療の提供体制を構築することができていた。

しかしながら、2023（令和5）年には再び経常収支が赤字となり、現在、更なる経営改革が必要となっている。

### 3 西条市立周桑病院経営強化プラン

#### (1) 策定の趣旨

合併した2004（平成16）年当時と比較して、2023（令和5）年度末の本市の人口は1割近く減少し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると将来的には更なる人口減少が見込まれている。このような状況の中、医師や医療従事者不足、近隣への複数の医療機関の開設などによる収益減に加え、市の財政状況の悪化など、公立病院を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

周桑病院は、二次救急病院として救急医療体制の一翼を担い、大規模災害時には市内全域の拠点としての役割を担う施設であることなどを鑑み、市内唯一の公立病院として市民の健康と生命を守るため、将来にわたり地域医療の拠点として持続可能な病院経営を目指すため、2024（令和6）年3月に周桑病院経営強化プランを策定した。経営上の最重要目標を「経常収支黒字の確保」とし、医療の質の向上等による収益確保や経費節減など、経営の効率化に向けた取組を推し進めることを目標とし、計画期間は2024（令和6）～2027（令和9）年度の4年間である。

本プランにおける各種数値目標の設定は図表5-4-1及び図表5-4-2のとおりである。

図表5-4-1 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標の設定

内容	詳細	目標件数・%	R4年度実績・%
医療機能に係るもの	救急車受け入れ件数	850件/年	821件/年
医療の質に係るもの	訪問看護件数	1,800件/年	1,604件/年
連携の強化等に係るもの	紹介率*1	42.00%	39.70%
	逆紹介率*2	25.00%	24.60%

資料：健康医療推進課（西条市立周桑病院経営強化プラン・R6.3策定）

\*1 初診患者数のうち、他の医療機関から紹介され受診した患者の割合

\*2 初診患者数のうち、他の医療機関へ紹介した患者数の割合

図表5-4-2 経営指標に係る数値目標設定

内容	詳細	目標数値	R4年度実績
収支改善に係るもの	経営収支比率*1	100%以上	105.70%
	修正医業収支比率*2	90%以上	87.10%
収入確保に係るもの	入院患者1人1日当たり収益*3	38,000円	37,171円
	外来患者1人1日当たり収益*4	8,000円	7,944円
経費削減に係るもの	材料費比率*5	10.00%	10.00%
経営の安定性に係るもの	医師数	11人	10人
	看護師数	70人	68人

資料：健康医療推進課（西条市立周桑病院経営強化プラン・R6.3策定）

\*1 経常収支比率…計算式：経常収益÷経常費用（公営企業会計における算出方法。100%を上回ると経常黒字となる）

\*2 修正医業収支比率…計算式：修正医業収益（医業収益-他会計負担金等）÷医業費用（医業収益から一般会計繰入金を引き、医業費用で除したものの）

\*3 入院患者1人1日当たり収益…計算式：入院収益÷年延入院患者数×100

\*4 外来患者1人1日当たり収益…計算式：外来収益÷年延入院患者数×100

(\*3,\*4は平均単価を示す指標)

\*5 材料費比率…計算式：材料費÷医業収益（営業収益）×100 ※医業収益の中で、材料費が占める割合を示す指標

## 4 現状

## (1) 施設概要 ※2024（令和6）年4月1日現在

名称	西条市立周桑病院
管理運営	指定管理者 医療法人専心会
病院管理者	理事長 雁木淳一
所在地	壬生川 131
標ぼう科目	内科、外科、産婦人科、脳神経外科、泌尿器科、皮膚科、眼科、放射線科、肛門科、整形外科、循環器科（麻酔科、神経内科、精神科、耳鼻咽喉科、小児科は休止中）
一般病床数	185床
職員数	169人（正規職員137人、契約職員等32人）

## (2) 利用状況

周桑病院の利用状況の推移は図表5-4-3のとおりである。

図表5-4-3 西条市立周桑病院の利用状況の推移

(単位：人)

区分・項目/年度	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4	R6	
入院患者数	内科	20,638	20,050	22,217	20,686	17,113	15,994	17,752	19,292	17,746	18,844	11,872
	循環器科	1,331	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	外科	10,534	6,975	2,910	2,722	2,680	3,288	2,304	2,132	1,276	1,321	1,826
	脳神経外科	7,457	5,380	-	-	-	-	2,913	3,428	3,916	3,629	4,312
	産婦人科	2,844	3,034	23	35	-	-	-	-	-	-	-
	泌尿器科	2,615	1,539	1,931	1,706	1,902	1,714	1,393	1,204	1,071	1,190	1,567
	皮膚科	-	-	98	119	48	34	8	22	0	0	0
	眼科	1,174	517	-	23	10	1	1	3	0	9	0
	小児科	682	83	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	耳鼻咽喉科	747	738	525	34	-	-	-	-	-	-	-
	整形外科	13,477	13,661	2,174	7,136	7,922	7,169	6,306	5,293	4,523	3,769	3,879
	麻酔科	32	80	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
精神科	53,474	32,162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	115,005	84,219	29,878	32,461	29,675	28,200	30,677	31,374	28,532	28,762	23,456	
外来患者数	内科	32,228	26,985	21,893	19,233	15,960	16,713	15,494	15,720	14,290	14,195	10,609
	循環器科	11,574	2,046	1,826	2,084	1,734	1,816	1,748	1,827	1,793	1,900	3,349
	外科	10,673	7,676	8,818	7,631	6,668	6,366	4,304	3,550	3,306	3,657	2,517
	脳神経外科	21,245	13,050	1,920	1,874	1,685	1,056	4,801	5,069	4,451	3,848	4,084
	産婦人科	8,072	7,084	2,279	977	947	856	831	1,229	1,188	1,253	1,198
	泌尿器科	7,404	7,707	8,392	7,680	6,746	7,191	6,118	6,429	5,961	5,876	5,763
	皮膚科	1,776	2,265	2,507	2,708	2,393	2,749	1,876	1,682	2,160	1,845	1,929
	眼科	16,916	15,033	5,489	8,648	7,428	7,227	6,289	5,909	5,022	4,681	4,509
	小児科	21,780	10,634	-	1,149	1,875	-	-	-	-	-	-
	耳鼻咽喉科	16,066	15,551	14,804	1,492	-	-	-	-	-	-	-
	整形外科	35,189	19,249	2,419	7,964	10,658	12,191	14,359	13,871	13,095	12,395	13,175
	麻酔科	290	232	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線科	405	653	652	514	533	581	476	481	467	460	482
精神科	15,470	12,873	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	199,088	141,038	70,999	61,954	56,627	56,746	56,296	55,767	51,733	50,110	47,615	

(単位：人)

区分・項目/年度	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4	R6	
時間外患者数	内科	3,405	2,124	1,328	956	512	666	595	543	344	438	420
	循環器科	217	14	3	-	-	-	-	-	-	-	2
	外科	660	380	226	189	237	198	173	138	133	124	71
	脳神経外科	994	502	4	13	-	-	39	53	28	52	62
	産婦人科	482	430	69	8	27	-	-	-	-	-	-
	泌尿器科	182	140	233	180	75	72	21	31	19	3	15
	皮膚科	8	17	38	132	3	1	2	0	1	1	0
	眼科	229	100	3	23	15	7	3	3	3	1	1
	小児科	3,022	1,063	-	69	11	-	-	-	-	-	-
	耳鼻咽喉科	518	324	282	15	1	-	-	-	-	-	-
	整形外科	1,591	926	127	187	183	137	120	111	82	60	64
	麻酔科	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線科	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	精神科	134	109	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	11,443	6,135	2,313	1,772	1,064	1,081	953	879	610	680	635	
合計	内科	56,271	49,159	45,438	40,875	33,585	33,373	33,841	35,555	32,380	33,477	22,901
	循環器科	13,122	2,060	1,829	2,084	1,734	1,816	1,748	1,827	1,793	1,900	3,351
	外科	21,867	15,031	11,954	10,542	9,585	9,852	6,781	5,820	4,715	5,102	4,414
	脳神経外科	29,696	18,932	1,924	1,887	1,685	1,056	7,753	8,550	8,395	7,529	8,458
	産婦人科	11,398	10,548	2,371	1,020	974	856	831	1,229	1,188	1,253	1,198
	泌尿器科	10,201	9,386	10,556	9,566	8,723	8,977	7,532	7,664	7,051	7,069	7,345
	皮膚科	1,784	2,282	2,643	2,959	2,444	2,784	1,886	1,704	2,161	1,846	1,929
	眼科	18,319	15,650	5,492	8,694	7,453	7,235	6,293	5,915	5,025	4,691	4,510
	小児科	25,484	11,780	-	1,218	1,886	-	-	-	-	-	-
	耳鼻咽喉科	17,331	16,613	15,611	1,541	1	-	-	-	-	-	-
	整形外科	50,257	33,836	4,720	15,287	18,763	19,497	20,785	19,275	17,700	16,224	17,118
	麻酔科	323	316	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射線科	405	655	652	514	533	581	476	481	467	460	482
	精神科	69,078	45,144	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	325,536	231,392	103,190	96,187	87,366	86,027	87,926	88,020	80,875	79,552	71,706	

## 【時間外患者の来院方法別内訳】

転送*	救急車	40	23	8	10	5	6	5	9	6	5	7
	その他	102	70	33	23	15	26	17	22	19	6	8
	計	142	93	41	33	20	32	22	31	25	11	15
その他	救急車	850	468	253	339	229	373	370	335	328	469	450
	その他	10,451	5,574	2,019	1,400	815	676	561	513	257	200	170
	計	11,301	6,042	2,272	1,739	1,044	1,049	931	848	585	669	620

資料：健康医療推進課

\* 初期救急医療施設から転送

## (3) 経営状況

西条市立周桑病院改革プランを策定後の経営状況は図表5-4-4のとおりである。

図表5-4-4 西条市立周桑病院の経営状況（改革プラン策定後）

項目/年度	H21	H30	R1	R2	R3	R4
経常収支比率(%)	62.7	102.1	100	101.2	103.4	108.2
医業収支比率(%)	42.5	92.6	91.9	89.8	92.3	88.4
許可病床利用率(%)	21.6	25.6	43.9	42.3	42.9	42.6

資料：健康医療推進課（西条市立周桑病院経営強化プラン・R6.3策定）

注 2010（H22）年度以降は、指定管理による医業収支を反映

注 収支比率は市と専心会合計

注 許可病床とは、医療法に基づき「患者収容定員」として許可を受けた病床。周桑病院は185床

注 2010（H22）年度以降は、指定管理による医業収支を反映

## 第2節 医療施設と医師の状況

### 1 医療施設の状況

本市の医療施設の状況は図表5-4-5のとおりで、病床数は減少傾向にある。

図表5-4-5 医療施設の状況

(単位：カ所、床)

区分・項目 / 年度		H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4	
病院	施設数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	病床数	精神	594	594	594	594	594	594	508	475	310	260
		結核										
		感染症	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		療養	586	586	481	412	412	412	412	412	377	377
一般	672	672	777	817	817	817	817	817	817	817		
	計	1,854	1,854	1,854	1,825	1,825	1,825	1,739	1,706	1,506	1,456	
一般診療所	施設数	有床	26	22	17	12	11	6	6	3	2	2
		無床	61	69	73	81	85	87	87	84	85	81
		計	87	91	90	93	96	93	93	87	87	83
	病床数	380	316	238	181	154	94	94	49	30	30	
歯科診療所数		56	56	55	56	55	55	55	53	52	51	
薬局数		38	36	33	33	35	35	37	38	40	40	

資料：愛媛県保健統計年報

注 各年10月1日現在（ただし薬局数は年度末現在）

### 2 医師の状況と医師確保

本市の医師、歯科医師、薬剤師の推移は図表5-4-6のとおりである。

全国的な医師不足が懸念される中、本市も人口10万人当たりの医療施設従事医師数は県内11市中低位にあり、また、医師の高齢化が進むなど医療人材不足が課題となっている。そのため、適正数の医師を確保し、持続可能な地域医療体制を構築していくために様々な取組を行っている。

図表5-4-6 医師、歯科医師、薬剤師の推移

(単位：人)

区分・項目 / 年度	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2	R4
医師	209	189	189	192	188	191	195	190	140	189
歯科医師	63	67	67	69	64	68	64	62	74	70
薬剤師	154	164	164	176	167	175	184	195	199	208
計	426	420	420	437	419	434	443	447	463	467
人口10万人対医師数	183.6	169.0	168.6	171.3	169.0	174.4	181.1	179.7	182.4	184.4
県内市順位	(8)	(8)	(8)	(8)	(8)	(9)	(8)	(9)	(9)	(9)

資料：愛媛県保健統計年報

### 3 西条市医師確保奨学金制度

将来医師として市の指定医療機関に勤務し、地域に貢献する意思のある医学生に対し、修学上必要な資金の貸付制度を2013（平成25）年度に創設した。

医師免許の取得後は市の指定医療機関で臨床研修を受け、一定期間医師として勤務することで奨学金の返還を免除することとした。対象者は次のとおりである。

- ① 自治医科大学を除く国内大学の医学部において医学を専攻する学生であって、将来医師として本市の指定医療機関で勤務する意思を有する者。
- ② 住所要件はなし
- ③ 1年生から6年生まで
- ④ 他医療機関に勤務することで奨学金の返還が免除されるなど、勤務条件のある同種奨学金等を受けていない者

募集人員は年間2人で、奨学金の種類と貸付限度額については、①入学資金奨学金…50万円（入学金等で大学に納める額）、②修学資金奨学金…月額20万円まで、としており、奨学金の貸付期限は、貸付決定の月から大学を卒業するまで（最大6年）となっている。

また、指定医療機関として、本市の基幹型臨床研修病院を指定しており、2024（令和6）年度時点では、次のとおりである。

- ① 西条市立周桑病院
- ② 済生会西条病院
- ③ 西条中央病院

図表5-4-7 西条市医師確保奨学金制度の利用状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
貸付人数（人）	0	0	3	3	4	6	7	8	8	6	6	8

資料：健康医療推進課

### 4 医師の移住推進

医師確保のため、プロモーションや移住体験ツアーを実施するなど、Uターン、Iターン、Jターンを問わず、医師数の多い関東圏など広範囲からの医師の移住推進施策に取り組んでいる。

#### (1) Webサイト広告などでの求人活動

- ・「医師求人・転職・募集の専門サイト e-doctor」への掲載
- ・市ホームページでの医師移住関連情報の掲載

#### (2) 医師の移住者へ給付金支給

東京23区に在住又は通勤している人が、マッチングサイト（愛媛の求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」）に掲載している移住支援金対象の本市の医師求人に応募し、就職した場合、国と市から給付金を支給する。

### 第3節 休日夜間の救急医療体制

#### 1 西条市休日夜間急患センター

合併以前から本市エリアでは一次救急を在宅当番制で行っており、当番病院における医療従事者の確保や協力医院の減少による医師への負担、受診者の利便性の向上などの諸課題に対応することが必要となっていた。このため市民が安心して必要な医療を受けられるよう、市内で休日や夜間の一次救急医療の中心的役割を担う施設として、2012（平成24）年7月に休日夜間急患センターを設立した。管理運営は、西条市医師会が指定管理者となって行っている。

施設名	西条市休日夜間急患センター
所在地	野々市40番地1
診療科目	内科、外科 ※比較的症状が軽い患者が対象
診療時間	平日夜間（月曜～金曜）19時～22時（受付時間19時～21時45分） 休日昼間（日曜・祝日）9時～18時（受付時間9時～17時45分）
休診日	年中無休（ただし、8月15・16日、10月15・16日は臨時休診とし、医師が出勤できない日は在宅当番医による応急診療の実施により休診）

図表5-4-8 休日夜間急患センターの患者数実績

単位：人

診療科/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
内科	6,802	8,399	8,335	7,947	8,256	8,241	7,169	6,446	2,448	2,264	2,112	4,865	5,017
外科	1,177	1,551	1,399	1,316	1,424	1,542	1,575	1,623	1,503	1,324	1,049	1,213	1,306
計	7,979	9,950	9,734	9,263	9,680	9,783	8,744	8,069	3,951	3,588	3,161	6,078	6,323

資料：健康医療推進課（事務報告書・一）

#### 2 二次救急医療

入院や手術が必要な重症者に対し、適切かつ早期の治療が受けられる体制を365日24時間にわたり確保するため、愛媛県から一つの医療圏として設定されている新居浜市と協力し、合併前から実施していた病院群輪番制を引き継ぎ、両市で対象となる救急告示医療機関に対し、新居浜・西条広域行政圏協議会を通じて補助を実施している。

対象となる医療機関は、9つの医療機関で、新居浜市は3医療機関、本市は6医療機関である。  
（対象医療機関）

新居浜市…国立愛媛労災病院、住友別子病院、十全総合病院

西条市…済生会西条病院、西条市民病院、西条中央病院、市立周桑病院、村上記念病院、  
横山病院

### 3 東予東部小児二次救急医療システム（広域輪番制）

将来にわたる二次救急体制の維持確保のため、西条・新居浜・四国中央の東予東部地域の3市で2013（平成25）年8月から小児科の二次救急（入院や手術、検査などを必要とする重症患者が対象）について広域輪番制を導入している。西条中央病院（西条市）、愛媛県立新居浜病院（新居浜市）、四国中央病院（四国中央市）の3医療機関で実施している。

## 第4節 診療所

診療所については、合併前からの施設を引き継ぎ、中川診療所と大保木診療所を市立診療所として運営していた。

しかし、大保木診療所は、高齢を理由に当時の医師が診療を辞退したことから、通院患者に聞き取りを行い、自治会関係者や西条市医師会と協議の上、2024（令和6）年度末で運営を終了した。

### 1 西条市立中川診療所

2004（平成16）年の合併により丹原町立であった中川診療所を廃止し、市立中川診療所として開設した。2012（平成24）年10月に一時診療を休止したが、近藤クリニックの医師が後任となり2013（平成25）年6月に診療を再開した。主に丹原町西部地域の住民が利用している。

施設名	中川診療所
所在地	丹原町来見甲 541
診察日時	水曜日 13時30分～17時
診療科目	内科

### 2 西条市立大保木診療所

2004（平成16）年の合併により西条市・小松町共立であった大保木診療所を廃止し、市立大保木診療所として開設した。診療は福山外科医院から石川内科を経て秋山医院が運営していたが、2024（令和6）年度末で運営を終了した。

施設名	大保木診療所
所在地	中奥2号20番地7

## 第5章 スポーツ政策

### 第1節 スポーツ行政の経緯

本市のスポーツ行政については、合併時は社会体育の位置付けで教育委員会が所管していたが、2006（平成18）年度からは、スポーツを通じた健康づくりの観点を重視し、所管を市長部局（保健福祉部、令和元年度からはこども健康部）に移管し、各種事業を実施している。

#### 1 体育施設無料開放

本市では合併当初から、「市民一人1スポーツ」を掲げ、スポーツ人口の底辺拡大や生涯スポーツの推進普及を目指すため、毎週水曜日を市民スポーツデーと定め、スポーツ施設の無料開放を行ってきた。当初はひうち陸上競技場、総合体育館、ひうち体育館、西条西部体育館の4施設だったが、2024年（令和6）年度時点での水曜日無料開放施設は次のとおりである。

名称	開放施設
総合体育館	アリーナ、トレーニング室、卓球場、弓道場、第1・2格技室
ひうち体育館	アリーナ、トレーニング室
西条西部体育館	アリーナ、格技室
ひうち陸上競技場	トラック
石鎚クライミングパークSAIJO	ボルダリング、リード、スピード
ビバ・スポルティアSAIJO	トレーニング室
東予体育館	アリーナ、トレーニング室、卓球室、格技室
丹原体育館	アリーナ
小松体育館	アリーナ
小松武道館	武道場

2014（平成26）年には、合併10周年記念事業の一環として11月4日から7日までの4日間、9つの体育施設で無料開放を実施した。

#### 2 次世代育成支援スポーツ事業

本市では市民一人1スポーツの一環として、2005（平成17）年度から「次世代育成支援スポーツ事業」に取り組んでいる。この事業は、オリンピック代表選手やプロ選手など、トップアスリートを講師に迎え、小学生・中学生・高校生を対象に、各種スポーツ教室を開講することで、スポーツを通じて次世代を担う青少年の健全育成を推進する取組である。

2011（平成23）年には、スポーツ振興法を全部改正する形でスポーツ基本法が制定され、これが同事業のリニューアルのきっかけになった。同法により、青少年の「自立して生きる力」と「ともに生きる心」を育む社会総がかりの取組の中で、スポーツが果たすべき役割と重要性が明確化された。これを受けて、同事業の一層の拡充発展を図るため、大きく三つのステージ（「きっかけづくり」「ステップアップ」「競技力向上意識啓発」）に分けて、事業を推進することとした。

最初の「きっかけづくり」のステージでは、競技経験の少ない小学校低学年の児童を対象に、

複数の競技種目体験などを通じたスポーツに親しむ窓口となる場を提供することとした。また、「ステップアップ」のステージでは、トップアスリートによる各種競技教室を、拡充を図りながら実施した。さらに、「競技力向上意識啓発」のステージでは、競技力の向上を図るため優れた指導者による一定期間に及ぶ継続的な各種競技のトレーニング教室開催と、意識啓発の取組として講習会やセミナーなどを開催した。

次世代育成支援スポーツ事業の各年度の実績は、図表5-5-1のとおりである。

図表5-5-1 次世代育成支援スポーツ事業の各年度の取組

年度	事業内容	延参加人員
H17	硬式野球教室、スキルウォーク教室、テニス教室、軟式野球教室、レクリエーションバレーボール教室、フットサル教室、陸上競技教室	1,210
H18	柔道教室、硬式野球教室、陸上競技教室、バレーボール教室、軟式野球教室、剣道教室、フットサル教室、女子サッカー教室、バレーボール教室(宝くじ分)	1,314
H19	バスケットボール教室、柔道教室、バドミントン教室、バレーボール教室、陸上競技教室、軟式野球教室、卓球教室、フットサル教室、サッカー教室、バレーボール教室(宝くじ分)	1,165
H20	柔道教室、ソフトボール教室、バドミントン教室、バレーボール教室、陸上競技教室、硬式野球教室、卓球教室、フットサル教室、サッカー教室、バスケットボール教室(宝くじ分)	1,041
H21	卓球教室、硬式野球教室、バスケットボール教室、陸上競技教室、バドミントン教室、バレーボール教室、サッカー教室、フットサル教室、柔道教室(宝くじ分)	905
H22	卓球教室、硬式野球教室、バスケットボール教室、バレーボール教室、バドミントン教室、サッカー教室、フットサル教室、ソフトボール教室、空手道教室、陸上競技教室(宝くじ分)	802
H23	硬式野球教室、バスケットボール教室、陸上競技教室、バドミントン教室、柔道教室、バレーボール教室、ソフトボール教室、サッカー教室、フットサル教室、卓球教室(宝くじ分)	954
H24	空手道教室、バスケットボール教室、硬式野球教室、バドミントン教室、剣道教室、ソフトボール教室、サッカー教室、陸上競技教室(宝くじ分)、ジュニアアスリート競技力向上事業(8教室、1,790人)	2,348
H25	バスケットボール教室、陸上競技教室、バレーボール教室、空手道教室、柔道教室、バドミントン教室、サッカー教室、ソフトボール教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(4教室、736人)	1,276
H26	陸上競技教室、バスケットボール教室、空手道教室、バレーボール教室、軟式野球教室、バドミントン教室、剣道教室、ソフトテニス教室、柔道教室、ソフトボール教室、サッカー教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、794人)	1,802
H27	サッカー教室、バスケットボール教室、軟式野球教室、バドミントン教室、バレーボール教室、陸上競技教室、剣道教室、ソフトテニス教室、柔道教室、ソフトボール教室、空手道教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、921人)	1,688
H28	バスケットボール教室、陸上競技教室、軟式野球教室、山岳競技教室、バレーボール教室、剣道教室、ハンドボール教室、バドミントン教室、サッカー教室、ソフトテニス教室、空手道教室、ソフトボール教室、柔道教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、1046人)	2,101
H29	ハンドボール教室、山岳競技教室、陸上競技教室(短距離)、軟式野球教室、バスケットボール教室、バレーボール教室、剣道教室、サッカー教室、ソフトテニス教室、空手道教室、バドミントン教室、ソフトボール教室、柔道教室、陸上競技教室(長距離)、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、929人)	2,232
H30	陸上競技教室(短距離)、バドミントン教室、柔道教室、剣道教室、空手道教室、サッカー教室、山岳競技教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、882人)	1,229
R1	陸上競技教室、バドミントン教室、バレーボール教室、ソフトテニス教室、ソフトボール教室、バスケットボール教室、スポーツクライミング教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、583人)	1,038
R2	スポーツクライミング教室、陸上競技教室、柔道教室、サッカー教室、剣道教室、バレーボール教室、空手道教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、892人)	1,372
R3	スポーツクライミング教室、陸上競技教室、ソフトテニス教室、バレーボール教室、ソフトボール教室、バスケットボール教室、バドミントン教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、453人)	817
R4	スポーツクライミング教室、陸上競技教室、剣道教室、サッカー教室、ラグビーフットボール教室、空手道教室、バドミントン教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、798人)	1,176
R5	スポーツクライミング教室、バドミントン教室、バレーボール教室、ソフトテニス教室、陸上競技教室、バスケットボール教室、ソフトボール教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、752人)	1,216
R6	スポーツクライミング教室、バレーボール教室、ラグビーフットボール教室、サッカー教室、陸上競技教室、空手道教室、剣道教室、ジュニアアスリート競技力向上事業(3教室、878人)	1,372

資料：スポーツ健康課

### 3 合宿都市構想/スポーツ合宿推進事業

合宿都市構想は、恵まれた自然環境を生かして社会人や大学生の部活動などのスポーツ合宿を誘致し、交流人口の拡大とまちの活性化を図るとともに、合宿に訪れた選手たちと市民の交流による競技力の向上や健康増進を目指すものである。東予運動公園内には2008（平成20）年10月に屋内体育施設「ビバ・スポルティアSAIJO」がオープンするなど施設整備も進んでいる。

構想のきっかけとなったのは、2006（平成18）年2月に東海大学と教育・研究交流協定を結んだことである。本市はかねてから、環境や産業振興などの施策について同大学の協力を得ており、協定を契機として更に広範な分野での連携協力を進めていくこととした。同年3月には、前述した次世代育成支援スポーツ事業の一環として、同大学の高野進助教授を招いて陸上競技教室を開催。そして、同年5月には、同大学スポーツ医科学研究所の寺尾保所長を招き、まちづくりセミナー「高地トレーニングを科学する」を開催した。

本市ではもともと、温暖な気候のため2月下旬から3月にかけて春季キャンプを行う大学や社会人の野球チームなどがあった。合宿都市構想は、東海大学との連携をきっかけに、市の事業として積極的に合宿を誘致していくこととしたものである。2007（平成19）年の春には9チームが合宿を行い、2008（平成20）年春には合宿中の京都産業大学サッカー部によるサッカー教室が開かれた。そして、同年5月には、西条市合宿都市構想基本計画を策定した。

同計画では、①来訪者ニーズに対応した環境づくり、②市民への利益還元、③合宿環境を構築する上でのルールづくりの3点を基本方針に設定し、「おもてなし」の環境づくりをはじめ、競技力向上と健康増進、合宿関連産業の振興などにつながる施策を展開するものとした。トップアスリートから実業団、学校、スポーツ少年団など、様々なスポーツ競技に携わる人たちは、春季、夏季など長期休暇期間に合宿を実施することが多い。そのような合宿に適した宿泊施設、求められる安価な合宿コストなどのニーズに適合した環境を、ハード・ソフトの両面から整備していくこととした。

2005（平成17）年度以降、2024（令和6）年度までの20年間の成果として、スポーツ合宿推進事業における延べ合宿団体数は、野球、サッカーなど延817団体、延147,080人日に上る。

2012（平成24）年度からは、宿泊施設から体育施設までの移動に対する支援として、合宿送迎サービス事業補助金を設けた。また、2013（平成25）年度から一度に集客が可能となる合同合宿型の誘致方法を取り入れたことから、サッカー等の合宿団体数が大幅に増加した。

これまでのキャンプ合宿実績は、図表5-5-2のとおりである。

図表5-5-2 キャンプ合宿実績

(単位：団体、人日)

年	団体数	人数	延人日	種目
H17	4	133	1,292	野球、陸上の2種目
H18	10	340	2,126	野球、陸上、ソフトボール、サッカーの4種目
H19	25	922	4,562	野球、サッカー、陸上など7種目
H20	29	1,288	5,509	野球、テニス、サッカー、ラグビーなど8種目
H21	31	1,349	6,462	野球、陸上、テニス、サッカー、ラグビーなど8種目
H22	40	1,610	7,473	野球、ラグビー、テニス、サッカー、陸上など9種目
H23	46	2,286	9,394	野球、ラグビー、サッカー、テニス、剣道、陸上、ソフトボール、ラクロスなど11種目
H24	40	1,742	6,863	野球、サッカー、陸上、ソフトボール、ラグビー、テニス、バスケットボール、日本拳法の8種目
H25	48	2,380	9,301	野球、サッカー、陸上、ラグビー、テニス、剣道など10種目
H26	53	2,301	9,854	野球、陸上、テニス、サッカー、バドミントン、ラグビー、剣道、バレーボールなど11種目
H27	61	2,467	10,627	野球、陸上、サッカー、ハンドボール、ソフトボール、ラグビー、剣道など10種目
H28	55	2,262	9,797	野球、サッカー、陸上、ハンドボール、テニスなど11種目
H29	53	2,182	9,769	野球、サッカー、陸上、ソフトボール、テニス、ハンドボール、合気道など9種目
H30	71	2,787	12,422	野球、サッカー、陸上、テニス、ハンドボール、クライミングなど12種目
R1	64	2,187	8,549	野球、サッカー、陸上、テニス、ハンドボール、クライミングなど11種目
R2	20	573	2,976	野球、クライミング、サッカーの3種目
R3	13	541	2,483	野球、サッカーの2種目
R4	38	1,653	7,939	野球、サッカー、陸上、クライミングなど7種目
R5	59	2,350	10,021	野球、サッカー、バスケットボール、クライミングなど8種目
R6	57	2,165	9,661	野球、サッカー、陸上、テニス、バスケットボールなど8種目
計	817	33,518	147,080	延159種目

資料：スポーツ健康課

#### 4 東京オリンピック合宿誘致

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部では、東京オリパラを地域の国際交流推進の契機にしようと、各市町村が特定の国とつながりを持ち、選手たちの合宿や練習場の提供、相互交流等を行うホストタウンとなる取組を推進した。

本市もこれに賛同し、オーストリア共和国のホストタウンとなった。同国との交流のきっかけになったのは、次の2点である。1点目は同国セーボーデン市とのつながりである。同市にあるヨーロッパ最大規模の日本庭園「盆栽ミュージアム」に、本市から取り寄せた「青石」が展示されていたことで、このことから交流が始まり、2019（令和元）年5月にはセーボーデン市と友好都市提携を締結した。2点目は本市がスポーツクライミング施設を有していたことである。本市では、2017（平成29）年開催のえひめ国体（後述）に向けて石鎚クライミングパークSAIJOを整備していたが、オーストリア共和国がスポーツクライミングの強豪国であったことで、同施設を有する本市へのオリンピック出場選手の事前合宿の誘致に成功した。

#### 5 西条市QOL向上事業

QOLはクオリティ・オブ・ライフの略で、生活の質を意味する。2020（令和2）年3月に策

定した第2期西条市総合計画後期基本計画では、優先的に取り組むべき目標の一つに健康寿命の延伸を掲げた。その一環として2021（令和3）年度からスタートしたのが、QOL向上事業である。子育てから介護まで、人生のあらゆる場面で生活の質を維持・向上させるという視点を重視することを基本的な理念とする。具体的には、高齢者を中心に地域住民を対象として、日常でできるストレッチ、筋力トレーニング等の運動プログラムの教室を実施した。また、その指導に当たる人材を育成するため、スポーツ推進委員への講習会を開催した。さらに、椅子に座ったままできて生活習慣病の予防や介護予防に効果のある運動を動画にして配信している。

## 第2節 スポーツ施設

合併以降、新たに整備した主なスポーツ施設は次のとおりである。

### 1 ビバ・スポルティアSAIJO

2008（平成20）年11月に、屋内体育施設「ビバ・スポルティアSAIJO」を開設した。東予運動公園内にある同施設は、屋根のある全天候型の人工芝グラウンドをはじめ、トレーニング室、ロッカールーム（4室）、シャワー室（4室、うち多目的シャワー室2室）や更衣室（男女各1室）、会議室（4室）など、あらゆるスポーツ活動に対応できる本市のスポーツの拠点となっており、野球・ソフトボール・フットサル・ラグビー・レクリエーションスポーツ等のほか、運動会・式典・展示場として幅広く利用できる。また、かねてから取り組んできた本市の合宿都市構想を加速させるための拠点ともなった。広く市民に親しまれるようにと名称を公募し、「ビバ・スポルティアSAIJO」とした。ビバは「万歳」で、スポルティアは「スポーツ」と「ティアラ」（冠など）をつなげた造語である。

### 2 石鎚クライミングパークSAIJO

岩登りをスポーツへと発展させた「スポーツクライミング」を、市民レベルで普及を図るために石鎚クライミングパークSAIJOを、2015（平成27）年5月に開設した。当初は、命綱（ロープ）を携えて制限時間内により高い場所を目指す「リード」競技のための高さ12m以上の人工壁と、制限時間内により多くのコースを登る「ボルダリング」競技のための高さ5m以内の人工壁を設置した。2017（平成29）年には、えひめ国体における山岳競技の会場となった。

2018（平成30）年10月、国内でも数少ない「スピード」競技施設を増設した。これにより、日本オリンピック委員会（JOC）から競技別強化センターの認定（※認定は令和7年3月末で終了）を受け、同年10月にボルダリング強豪国のオーストリア共和国と、日本代表チームの合同合宿を開催した。2019（平成31）年3月には、オーストリアクライミング協会と本市並びに、西条市スポーツクライミング推進実行委員会との3者による友好交流に関する覚書を締結した。

市内主要体育施設の利用状況は図表5-5-3のとおりである。

図表5-5-3 市内主要体育施設の利用状況

(単位：人)

NO	施設名	H17	H21	H26	R1	R6
1	総合体育館	95,603	99,961	119,977	101,325	98,299
2	西条西部体育館	24,553	20,640	27,598	22,347	19,199
3	ひうち体育館	34,001	37,898	42,729	39,331	30,695
4	東予体育館	52,946	67,514	62,783	62,625	55,377
5	丹原体育館	13,593	9,572	13,875	10,980	9,107
6	小松体育館	20,612	12,456	14,736	14,401	13,680
7	小松武道館	8,918	10,777	5,584	4,647	3,488
8	ビバ・スポルティアSAIJO	H20.11開設	53,740	74,877	80,667	62,815
9	西条運動公園総合プール	24,415	24,015	23,623	19,287	21,080
10	東予運動公園プール	24,126	18,765	17,110	13,155	10,706
11	丹原B&G海洋センター	32,655	38,737	39,908	42,199	41,548
12	市民公園	51,606	50,109	37,269	45,362	54,672
13	西部公園	24,310	23,271	15,538	9,315	8,822
14	神戸公園	14,557	13,459	13,295	13,721	18,750
15	石井記念公園	12,165	12,684	10,317	14,554	7,937
16	東予運動公園	58,354	76,067	60,491	81,335	51,563
17	丹原総合公園	14,579	15,860	17,303	17,802	10,316
18	小松中央公園	27,655	28,145	29,251	40,155	25,008
19	石根ふれあい公園	2,793	2,618	3,925	7,126	3,587
20	ひうち球場	16,133	32,611	43,881	32,491	15,523
21	東予運動公園野球場	7,531	16,081	12,874	9,759	8,297
22	ひうち陸上競技場	34,803	37,518	37,769	37,664	38,380
23	スポーツコミュニティセンター	-	H22.12開設	2,555	3,195	1,712
24	石鎚クライミングパークSAIJO	-	-	H27.5開設	19,244	14,849

資料：スポーツ健康課（事務報告書・一）

各年度に取りまとめの「事務報告書・一」及び統計手帳による（数値が異なる場合は、統計手帳を優先）

### 3 スポーツ施設への指定管理者制度導入

総合体育館など16の体育施設については、指定管理者による管理ができるよう条例改正を行ったが、市の直営による管理運営が続いていた。その後、2021（令和3）年度から西条市スポーツ協会グループを指定管理者に指定し、下記の施設について指定管理者制度を導入している。

▽総合体育館 ▽ひうち体育館 ▽ひうち球場 ▽ひうち陸上競技場 ▽西条運動公園総合プール ▽東予運動公園（野球場・多目的広場・球技場・テニスコート・海浜広場・プール）  
▽ビバ・スポルティアSAIJO ▽西条市民公園（テニスコート・多目的広場） ▽東予体育館  
▽丹原B&G海洋センター

なお、丹原体育館、小松体育館、小松武道場、石鎚クライミングパークSAIJOなどについては、当面の間市が直接管理することとしている。

## 第3節 スポーツイベント

### 1 西条市うちぬきマラソン大会（ハーフマラソン）

旧西条市の頃から市民の間で親しまれてきた「耐寒マラソン大会」を、2014（平成26）年度に、合併10周年を機に「西条市うちぬきマラソン大会」と改称してリニューアルを図った。従来の小学生各学年の男子・女子の部門をはじめ、中学生男子・女子、一般の男子・女子、健康マラ

ソンの部門に加えて、新たにハーフマラソン（21.0975km）の部門を設置した。

ハーフマラソンの部は定員200人だったが、県外から多くの人が参加し、募集の枠を広げて欲しいという要望があったことから、2017（平成29）年度から300人に拡大し、その後も市外参加者が増え続けた。また、応募に漏れたランナーへの対応策として、2021（令和3）年度から10キロの部門を新設した。

毎年度の参加人数は図表5-5-4のとおりである。

図表5-5-4 西条市うちぬきマラソン大会の参加人数

年度	参加人数（人）	備考
H26	1,020	ハーフマラソン（新設）
H27	1,122	
H28	1,238	ハーフマラソン300名増員
H29	1,320	
H30	1,509	
R1	1,041	
R2	中止	競技場改修のため
R3	731	10Kmの部（新設）
R4	757	クォーターマラソン（変更）
R5	793	
R6	858	

資料：スポーツ健康課

## 2 西条市ちびっこ駅伝大会

西条市ちびっこ駅伝大会は、2008（平成20）年11月に、ビバ・スポルティアSAIJOの完成を記念して始まった。市内の小学生が、学年及び男女別に4人でチームを組み、4区間をつないで競う駅伝大会で、本市の冬の風物詩として定着している。小学1・2年生は1人約500mで、計4人で約2kmのコースとし、小学3～6年生は1人約1kmで合計4人の約4kmの距離を走る。東予運動公園内屋内運動場をスタート、中継、ゴール地点として、運動公園内を周回するため、沿道から子どもたちを応援する家族も多く、ランナーの記録を本市ホームページに掲載していることから、子どもたちの成長の励みにもなっている。

毎年度の参加人数は図表5-5-5のとおりである。

図表5-5-5 西条市ちびっこ駅伝大会の参加人数

年度	参加人数(人)	備考
H20	1,299	
H21	1,042	
H22	中止	降雪のため
H23	996	
H24	1,023	
H25	1,075	
H26	1,046	
H27	1,043	
H28	1,135	
H29	949	
H30	968	
R1	973	
R2	中止	コロナ禍のため
R3	中止	コロナ禍のため
R4	482	
R5	474	
R6	559	

資料：スポーツ健康課

### 3 西条市民総合体育大会

2005（平成17）年9月、第1回西条市民総合体育大会を市内38会場で開催し、小中高校生や一般市民約5,000人の選手が19競技で熱戦を展開した。以後、毎年9月第1日曜日を中心に開催していたが、コロナ禍により中止又は分散開催となり、それ以降は、競技種目に応じた分散開催としている。また、競技種目についても、第6回からレクリエーションバレーボールやミニバレーボールを加えるなど、随時見直しを行っている。

2024（令和6）年の第19回大会は、合併20周年記念行事の一環として開催した。

これまでの西条市民総合体育大会の開催状況は図表5-5-6のとおりである。

図表5-5-6 市民総合体育大会の開催状況

回	開催日	種目	会場	参加人員	備考
1	H17.9.4	19	38	約5,000人	
2	H18.9.3	20	38	約4,600人	
3	H19.9.2	20	37	約4,190人	
4	H20.9.7	20	35	約4,350人	
5	H21.9.6	20	37	約4,300人	
6	H22.9.5	20	37	約4,300人	
7	H23.9.4	20	37	約4,500人	一部順延
8	H24.9.2	20	37	約4,300人	
9	H25.9.1	18	28	約3,300人	一部順延
10	H26.9.7	19	32	約4,000人	
11	H27.9.6	18	26	約3,600人	一部順延
12	H28.9.4	17	27	約3,100人	一部順延
13	H29.9.3	20	25	約3,500人	一部別日開催
14	H30.9.2	20	28	約3,800人	
15	R1.9.2	20	27	約4,000人	
-	R2.9.6	-	-	-	コロナ禍で中止
16	R3.10~12	17	17	約3,600人	コロナ禍で分散開催
17	R4.7~R5.1	20	27	約2,700人	コロナ禍で分散開催
18	R5.8~R6.2	20	23	約2,900人	分散開催
19	R6.8~R7.2	20	23	約3,100人	分散開催

資料：スポーツ健康課

#### 4 石鎚山系元気ウォーキング大会

2007（平成19）年、「爽やかな風、爽やかな汗、爽やかな笑顔」をテーマに、高地でのウォーキングによる健康増進を目的として、石鎚山系周辺の自治体（愛媛県久万高原町、高知県の町）と共催により、石鎚山系元気ウォーキング大会を開催した。以降、瓶ヶ森林道を中心に約10kmのコースで石鎚山系の壮大な自然の美しさを実感しながら、健康増進効果のある高地でのウォーキングを体験するイベントとして定着した。第1回目から予想を大きく上回る500人を超える参加があり、回を追うごとに催しの規模も拡大した。参加者には記念品・完歩証の授与や、ゴール後の楽しみとして高知県の町の特産キジ汁の無料サービス、同町や大川村・久万高原町・本市の物産販売なども行っていた。

しかし、開催会場までの道中やコースにおける落石の危険性等の問題もあり、2020（令和2）年度にコロナ禍による中止の後、廃止とした。

これまでの参加人数は図表5-5-7のとおりである。

図表5-5-7 石鎚山系元気ウォーキング大会の参加人数

年度	参加人数（人）	備考
H19	468	
H20	855	
H21	-	雨天により中止
H22	822	
H23	893	
H24	706	
H25	-	雨天により中止
H26	-	林道崩壊により開催せず
H27	600	
H28	600	
H29	472	
H30	616	
R1	-	雨天により中止
R2	-	コロナ禍により中止、以降廃止

資料：スポーツ健康課

#### 5 東京オリンピック聖火リレー

東京オリンピックの聖火リレーについては、当初、2020（令和2）年度に予定していた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、同年3月24日に東京オリンピックの1年の開催延期が決まり、本市の聖火リレーも延期する事態となった。

本市としては、広報紙を通じて聖火リレーランナーの募集を行うなど、市民的な気運を高めるなど準備を進め、1年後の2021（令和3）年4月21日に聖火リレーを実施した。石鎚スキー場ピクニック園地をスタートとし、ゴールの石鎚神社成就社までの1.2kmを8人のランナーが聖火をつないだ。第1スロットでは、10人の子どもたち（サポートランナー）が並走し、ゴール地点の石鎚神社成就社では、ほら貝や太鼓の演奏で迎えられた。

## 第4節 スポーツ関連団体

### 1 西条市スポーツ協会

2市2町の合併に向けた協議が進む中、旧市町の体育協会も自治体の合併に対応すべく、2003（平成15）年1月に合併協議会を立ち上げ、2005（平成17）年4月に財団法人西条市体育協会が発足した。その後、2013（平成25）年4月公益財団法人西条市体育協会に移行した。そして、日本体育協会、愛媛県体育協会がそれぞれ日本スポーツ協会、愛媛県スポーツ協会と名称変更したのを受け、2019（平成31）年4月に公益財団法人西条市スポーツ協会となった。法人の目的は「スポーツの振興及び普及に関する事業を行うことにより、西条市民の体力向上及びスポーツ精神の高揚を図り、もって健康で豊かな地域づくりに貢献すること」である。

主な事業としては、①スポーツ振興及び普及に関すること、②青少年スポーツの振興に関すること、③生涯スポーツの振興に関することとし、他に競技力の向上、スポーツ指導者の育成、スポーツ大会及び教室の開催、スポーツ活動の顕彰、施設の管理、売店の運営などを掲げている。

加盟団体数の推移は図表5-5-8のとおりである。

また、2021（令和3）年から、総合体育館等の指定管理者の指定についても同協会を中心としたグループが引き受けている。

図表5-5-8 西条市スポーツ協会の加盟団体数推移

年度	競技種目団体数	学校体育部	地区体協	所属人数（約・人数）	指定管理施設数
H19	24	7	10	10,554	-
H20	25	7	10	9,884	-
H21	25	7	10	9,875	-
H22	25	7	10	9,693	-
H23	25	7	10	9,400	-
H24	24	7	10	9,024	-
H25	25	7	9	8,906	-
H26	26	7	8	8,972	-
H27	28	7	8	8,921	-
H28	28	7	8	8,476	-
H29	29	7	8	8,441	-
H30	29	7	8	8,152	-
R1	29	7	8	7,753	-
R2	29	7	8	7,296	-
R3	29	7	7	7,368	16
R4	29	7	7	7,116	16
R5	29	7	7	7,044	16
R6	29	7	7	6,913	16

資料：スポーツ健康課

注 所属人数は、競技種目団体の登録数

### 2 西条市スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員は、市町村教育委員会が任命する非常勤職員で、スポーツ振興法に基づく体育指導員制度に源を発する。その主な役割は、市町村におけるスポーツ推進のため、住民に対するスポーツの実技等の指導や助言を行うことである。2011（平成23）年、スポーツ振興法を全面改正する形でスポーツ基本法が制定された際に、体育指導員がスポーツ推進委員に移行するとともに、新しくスポーツ推進のための事業に関する連絡調整の役割も担うことになった。

本市では、各小学校区に4人程度のスポーツ推進委員を配置しており、市全体では約100人が活動している。西条市スポーツ推進委員協議会は本市のスポーツ推進委員で構成され、市民の体力向上と健康の増進、健全なスポーツレクリエーション活動の振興に寄与することを目的として活動している。

主な事業としては、軽スポーツ大会や穂・浦・歩SSウォーキング大会の開催、各種研修会への参加などがある。また、前述の西条市QOL向上事業教室での指導にも当たっている。

### 3 西条市スポーツ少年団

スポーツ少年団とは、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる」「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」の理念のもと活動している団体である。一般にスポーツ少年団とよばれる個々の単位団と、その上位に位置する市町村スポーツ少年団及び都道府県スポーツ少年団、そして、全国組織の日本スポーツ少年団からなっている。

現在、西条市スポーツ少年団には、8種目42団体が登録されている。

## 第5節 えひめ国体

愛媛県による国体誘致の動きは、1997（平成9）年12月、県体育協会に国民体育大会誘致準備委員会が設置されたことに始まる。2014（平成26）年7月に愛媛県開催が正式決定し、同年12月には各競技の会期が決定した。2016（平成28）年には各地で競技ごとのリハーサル大会が開かれ、2017（平成29）年の本番を迎えた。

- ① 会期…2017（平成29）年9月30日～10月10日
- ② 大会愛称…愛顔（えがお）つなぐえひめ国体
- ③ 大会スローガン…君は風 いしづちを駆け 瀬戸に舞え

本市も内々定を受けて積極的に競技の誘致に取り組み、デモンストレーション競技も含め6競技を開催した。

### 1 本市開催競技及び会場

2007（平成19）年3月に、競技会場の第一次内定として19競技について開催場所が発表された。この時点で、本市は軟式野球（成年男子、今治市・新居浜市・四国中央市・上島町と共催、会場：ひうち球場・東予運動公園野球場）の会場の候補に上がった。また、2009（平成21）年にはハンドボール（成年男女、松山市と共催、会場：総合体育館・ビバ・スポルティアSAIJ O）、サッカー（少年男子、新居浜市と共催、会場：ひうち陸上競技場）、山岳競技（リード・ボルダリング競技、会場：石鎚クライミングパークSAIJ O・西条西部体育館）の競技会場として内定した。さらに、2012（平成24）年には、ソフトボール（少年女子、八幡浜市・大洲市・西予市・東温市との共催、会場：東予運動公園）が加わり、合計5種目の競技会場に内定した。

また、国体終了後に開催される「第17回全国障がい者スポーツ大会 愛顔つなぐえひめ大会」についても、正式競技のフライングディスク競技会場としてひうち陸上競技場が、オープン競技として、精神障がい者フットサルの競技会場としてビバ・スポルティアSAIJOが内定した。

## 2 開催準備

国体開催に向けて、開催機運を高め、本市の魅力を市内外に発信する絶好の機会とするため、様々な取組を行った。

行政組織においては、組織横断的に対応することとし体制整備を行った。国体に訪れる選手、観光客、障がい者への準備として、会場へのアクセスの整備やバリアフリー化を進めた。また、観光・飲食団体等の関係団体と連携し、情報発信に努め、来訪者の増加を図った。市民の参加意欲の高揚を図るため、西条市花いっぱい運動推進事業の展開や大会運営ボランティアを募集し、受付、案内、おもてなし等に従事する準備を行った。

## 3 開催状況

えひめ国体のプレイベントとして、2016（平成28）年6月にソフトボールのリハーサル大会である四国高等学校ソフトボール選手権大会、同年8月にはハンドボールリハーサル大会、同年9月には軟式野球リハーサル大会、同年10月にはサッカーリハーサル大会を開催した。2017（平成29）年6月には山岳競技のリハーサル大会を石鎚クライミングパークSAIJO・西条西部体育館などで開催し、えひめ国体への機運を盛り上げた。

「第72回国民体育大会 2017愛顔つなぐえひめ国体」は、2017（平成29）年9月30日から10月10日まで開催された。続いて、愛媛県初となる「第17回全国障がい者スポーツ大会 2017愛顔つなぐえひめ大会」が10月28日から30日まで開催された。この大会における愛媛県勢は、過去最高の天皇杯2位、皇后杯2位、過去最多の計121個のメダルを獲得するなど大きく躍進した。

愛媛県の選手団962人のうち本市からは36人が出場し、山岳競技のリード成年男子では愛媛県勢初の優勝を成し遂げた。ソフトボールでは市内5高校が中心となって開始式を企画運営した。国体への夢や憧れにつながるよう、市内中学生女子ソフトボール部選手が始球式を行い、選手との交流が図られた。サッカーでは市内小・中学校の児童・生徒5,000人が観戦し、全試合でエスコートキッズを務めた。ハンドボール会場のビバ・スポルティアSAIJOにおいて全国初となる人工芝上にコートを設置したが、問題が生じることなくスムーズな競技運営ができた。10月5日には、瑤子女王殿下がビバ・スポルティアSAIJOでハンドボール競技を御覧になられた。

10月10日の総合閉会式は、秋篠宮ご夫妻ご臨席の下、愛媛県総合運動公園で行われた。

次が本市で行われた競技日程である。

<2017愛顔つなぐえひめ国体>

・サッカー（少年男子）	10月1日～10月3日、10月5日
・ハンドボール（成年男女）	10月5日～10月9日

・軟式野球（成年男子）	10月6日～10月9日
・ソフトボール（少年女子）	10月1日～10月3日（※2日雨天中止）
・山岳競技（全種別）	10月1日～10月3日
・デモンストレーションスポーツ（クライミング）を6月11日に開催	

## &lt;2017愛顔つなぐえひめ大会&gt;

・フライングディスク	10月28日～10月30日
・精神障がい者フットサル（オープン競技）を10月28日・29日に開催	

## 第6章 新型コロナウイルス感染症

### 第1節 概要

全世界で猛威を奮った新型コロナウイルス（COVID-19）は、2020（令和2）年1月15日に国内で初感染が確認され、その後、全国的な広がりを見せた。

国や県においては緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令など各種対応が行われたが、ウイルス株の変異等もあり2024（令和6）年度末現在も終息しておらず、感染症法上の位置付けが2023（令和5）年5月8日に2類相当から5類感染症に引き下げられたものの、その間、第8波に及び感染期の波を繰り返すなど、長期間にわたり社会生活に多大な影響を与えてきた。

本市は、2020（令和2）年3月に市長を本部長とする西条市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置することで感染症対策体制を強化し、各種対策施策の決定を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症対策における感染期ごとの国県の主な動き及び本市の対応は次のとおりである。

#### 1 海外発生期～県内発生前（令和元年12月～令和2年3月）

国県の主な動き		本市の対応	
R1.12	（国）中国湖北省で原因不明の肺炎の集団発生を確認		
R2.1.15	（国）国内1例目の感染者確認		
R2.1.17	（国）積極的疫学調査実施要領を策定		
R2.1.下旬	（国）中国武漢市から邦人帰国		
R2.1.28	（県）新型コロナウイルス感染症対応に係る庁内連絡会議を開催		
R2.1.30	（国）政府対策本部を設置		
R2.1.31	（県）感染症指定医療機関連携会議を開催		
R2.2	（県）衛生環境研究所におけるPCR検査体制整備	R2.2	西条市感染症対応マニュアル改定
R2.2.1	（国）新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定		
R2.2.1	（国）各都道府県に対して、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置を要請		
R2.2.10	（県）県感染症対策本部を設置 （県）帰国者・接触者外来（20か所）及び相談センター（各保健所）を設置	R2.2.17	本庁、各総合支所、各保健センターへポスター、リーフレット設置
R2.2.20	（国）厚生労働省「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」発出	R2.2.18	市公式Facebookで感染症予防啓発
R2.2.23	（県）ダイヤモンドプリンセス号下船者のフォローアップ対応開始	R2.2.20	市施設に手指消毒液の設置、来庁者に対しチラシ等で協力依頼
R2.2.25	（国）政府新型コロナ対策基本方針を策定	R2.2.21	市内イベント開催についての対応方針を発表
R2.2.26	（国）全国規模のイベントの中止・延期等の対応要請		
R2.2.27	（国）全国の学校に3/2からの臨時休校の要請を決定		

## 2 感染第1波～第2波（令和2年3月～令和2年11月）

R2.3.2	(県)県内1例目の陽性者確認	R2.3	各種届出に係る有効期間を一年間延長（障がい者関係）
R2.3.2	(県)県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置	R2.3.2	西条市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
R2.3.4	(県)県内の学校休校措置開始	R2.3.4	市内全小・中学校休校（～3/25まで）
R2.3.7	(県)帰国者・接触者相談センター（コールセンター）の開設		
R2.3.12	(県)衛生環境研究所の検査体制強化（PCR検査機器1台増設）		
R2.3.13	(国)新型インフルエンザ等特措法改正（3/13公布、3/14施行）		
R2.3.26	(国)特措法に基づく政府対策本部の設置		
	(国)基本的対処方針の決定		
	(国)医療機関等情報支援システム（G-MIS）の導入		
R2.3.26	(県)県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置	R2.3.27	放課後等デイサービス利用支援補助事業（～R2年度末） ※県事業
R2.3.24	(国)東京オリンピック・パラリンピック2020の開催延期を決定（3/30に延期日程決定）		
R2.3.31	(県)県内初の集団感染（4人）事例発生		
R2.4.1	(県)コロナ対策専任チーム（コロナ班）を設置	R2.4	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免措置実施（R2年度～R4年度まで）
R2.4	(県)医療調整本部及び患者搬送コーディネーターを設置	R2.4.6	市施設利用者へのチラシ作成配付
R2.4.7	(国)7都府県を対象に緊急事態宣言を発令	R2.4.15	障害支援区分認定期間12カ月延長可能開始（～R4年度末）
R2.4.16	(国)緊急事態宣言を全都道府県に拡大	R2.4.17	防災行政無線による放送を実施（月・水・金）
R2.4.16	(県)緊急事態宣言発令（～5/14まで）	R2.4.20	市内全小・中学校休校（～5/25まで）
R2.4.20	(国)特別定額給付金事業の実施を発表	R2.4.20	西条市中小企業経営安定化資金融資制度を新設 新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金（～9/30までの融資分対象） 新型コロナウイルス感染症対策経営安定化資金利子補給金（～R2年度末までの融資分対象）
R2.4.23	(県)「対新型コロナ防衛戦略」を策定	R2.4.23	市公式ホームページに新型コロナウイルス感染症関連情報（まとめ）掲載
R2.4.23	(県)宿泊療養施設の開設（奥道後「壺湯の守」別館）	R2.4.24	市公式ホームページに市内イベントの開催状況及び市内施設の対応状況掲載
R2.4.24	(県)遊興施設・遊技施設に対する休業協力要請	R2.4.27	「新型コロナ経済対策支援室」を設置（～R2.9.30）
R2.4.27	(県)医療従事者応援手当金の創設	R2.4.30	新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を適用
R2.4.27	(県)酒造組合における高濃度アルコールの製造供給（5月上旬から）	R2.4.30	生活困窮者住居確保給付金の求職活動要件緩和
R2.4.30	(県)「新型コロナウイルス感染症こころのホットライン」の開設		
R2.5.4	(国)緊急事態宣言を5月31日まで延長決定	R2.5.8	特別定額給付金の支給開始（～8/18）
R2.5.7	(国)コロナ治療薬（レムデシビル）特例承認		
R2.5.8	(県)「感染第二波への対処戦略」を策定 (県)県独自の感染警戒レベル（感染縮小期、感染警戒期、感染対策期）を設定し、5/11から「感染警戒期」に位置付け	R2.5.13	ひとり親世帯臨時特別給付金の支給開始（～R3.2.28）

R2.5.14	(県)精神科病院で大規模クラスター発生	R2.5.15	子育て世帯臨時特別給付金の支給開始(～R3.2.28)
R2.5.15	(国)HER-SYS(感染者等情報把握システム)の試行導入(5/29～全都道府県に展開)	R2.5.15	後期高齢者医療制度における傷病手当金の申請受付開始
R2.5.15	(県)政府クラスター対策班の派遣を要請	R2.5.18	新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金(～R2年度末までの融資分が対象) 西条市雇用調整助成金活用促進補助金の申請受付開始(～R3.3.31) 西条市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の申請受付開始(～R5.3.31)
R2.5.25	(国)緊急事態宣言の全面解除	R2.5.29	子育て世代応援給付金の支給開始(～R2.10.30)
R2.6	(県)検査体制の強化(衛環研にPCR検査機器2台増設、県内中核病院に自動PCR装置配備)	R2.6.1	東予総合福祉センターにて消毒液無料配布開始 防災行政無線による啓発(月・金)
R2.6.9	(国)接触確認アプリ(COCoA)の導入	R2.6.2	「新型コロナ経済対策支援室」機能拡充(応援給付金担当)(～R2.9.30)
R2.6.12	(県)えひめクラスター対策班の創設に着手	R2.6.15	頑張ろう!小規模事業者・農林水産事業者応援給付金申請受付開始(～8/31)
R2.6.19	(国)都道府県をまたぐ移動について全国的に緩和	R2.6.29	国民健康保険制度における傷病手当金の申請受付開始
R2.6.19	(県)「感染第二波への対処戦略」の改訂、「感染縮小期」に移行		
R2.7.10	(国)イベント開催制限の緩和		
R2.7.10	(県)えひめコロナお知らせネットの開設(LINEを活用した接触確認システム)		
R2.7.14	(県)今後の患者推計及び病床確保計画の策定		
R2.7.22	(国)GoToトラベル事業の開始		
R2.7.26	(県)えひめ福祉支援ネットワーク(E-WELネット)の構築		
R2.8.28	(国)「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定(検査体制、医療提供体制の確保・拡充等)	R2.8.23	市内で初の感染者確認
R2.9.4	(国)インフルエンザ流行期に備え、各都道府県に診療・検査医療機関の体制整備を要請	R2.9.1	地域消費喚起事業(キャッシュレスポイント還元)を実施(～9/30)
		R2.9.21	地域消費喚起事業(地域商品券「石鎚藩札」発行)を実施(～R3.1.31)
R2.10.1	(国)GoToEatキャンペーン事業の開始	R2.10.1	新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補給金(～R3.3.31)
R2.11.16	(県)診療・検査医療機関(発熱外来)の整備		

### 3 第3波(令和2年11月～令和3年3月)

R2.11.18	(県)県内19市町と「感染症健康危機発生時における職員の併任に関する協定」を締結		
R2.11.19	(県)えひめ看護職員応援ネットワーク(E-ナースネット)の立ち上げ		
R2.11.20	(県)「感染警戒期」に引き上げ		
R2.11.23	(県)軽症・無症状者に対する自宅療養の導入 (県)自宅療養者へのフォローアップ体制整備(パルスオキシメーター貸与、配食サービス等)		

R2.12.9	(国) 予防接種法改正	R2.12.14	ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の支給開始 (~R2.12.28)
R3.1.4 R3.1.7 R3.1.8 R3.1.13 R3.1.14	(県) 宿泊療養施設の開設【追加】(ホテルたいよう農園・古三津) (国) 4都府県を対象に緊急事態宣言を発令(2回目) (県) 「特別警戒期間」に引き上げ (県) 松山市内の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮要請(2/7まで) (国) 外国人の新規入国の原則停止	R3.1 R3.1.8	庁舎1階正面玄関に非接触型サーモカメラ設置  知事とのテレビ会議
R3.2.3 R3.2.14 R3.2.17	(国) 新型インフルエンザ等特措法改正 (2/3公布、2/13施行) ①まん延防止等重点措置の創設 ②新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更 (国) ファイザー社製のワクチンを特例承認 (国) 医療従事者等へのワクチン先行・優先接種開始 (愛媛県は3/5から開始)		
R3.3.2 R3.3.21	(県) 「感染警戒期」に移行  (国) 緊急事態措置終了	R3.3.1 R3.3.1 R3.3.12 R3.3.15	「新型コロナワクチン対策室」設置(~R5.3.31) 「西条市コールセンター」設置  ワクチン情報に係るチラシを市内全戸に配布開始 西条市民への新型コロナワクチン初回接種開始

## 4 第4波(令和3年3月~令和3年6月)

R3.3.下旬 R3.3.25 R3.3.30	(県) 松山市繁華街で大規模クラスター発生 (二次感染者を含め200名以上) (県) 「特別警戒期間」に引き上げ (県) 松山市繁華街対象の臨時PCR検査センター開設 (4/9まで)		
R3.4.1 R3.4.1 R3.4.5 R3.4.8 R3.4.9 R3.4.12	(国) 県民割スタート (県) 松山市内の酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮要請(4/21まで)  (国) 3府県をまん延防止等重点措置区域として公示  (県) 「感染対策期」に引き上げ (県) 県公式Twitterによる陽性者数速報の開始  (国) 高齢者に対するワクチン優先接種開始	R3.4.1 R3.4.1 R3.4.4 R3.4.7 R3.4.7 R3.4.9 R3.4 R3.4 R3.4	市内飲食店でクラスター発生 乳児特別定額給付金の支給を開始(~R3.6.30)  市から西条保健所へ保健師2名応援(~4/26)  4/1の市内飲食店クラスターに関し新居浜市と合同で記者会見 西条保健所と共同で愛媛県料飲業生活衛生同業組合西条支部及び周桑支部へ感染防止対策徹底の依頼  防災行政無線による広報実施(平日2回、土日3回) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置実施 固定資産税に係る対象資産の特例率を3年間ゼロとする特例措置 高齢者施設等職員に対する一斉検査実施(~R3.5)

R3.4.14	(県)東京オリンピック・パラリンピック2020 松山市内の聖火リレー中止を決定	R3.4	休日夜間急患センターにてドライブスルー方式によるPCR検査開始
R3.4.20	(国)国内で初めてデルタ株を確認	R3.4.14	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)支給開始(～R4.2.28)
R3.4.23	(国)4都府県を対象に緊急事態宣言を発令(3回目)	R3.4.17	特措法に基づく不要不急の外出自粛要請
R3.4.25	(国)愛媛県をまん延防止等重点措置区域に指定(5/22まで)	R3.4.19	医療従事者、高齢者施設入所者及び従事者へのワクチン初回接種開始
R3.4.25	(県)重点措置を講じるべき区域(措置区域)として松山市を指定	R3.4.20	「新型コロナ経済対策支援室」を設置(～R3.8.31)
R3.4.27	(県)宿泊療養施設の開設【追加】		
R3.5.18	(県)営業時間短縮要請に応じない飲食店(2店舗)に対して、営業時間短縮命令 ※命令に応じない1店舗に対して、5/26に過料通知	R3.5.12	健診時にアルコールジェル配布(3歳以下の幼児対象)
R3.5.21	(国)アストラゼネカ社製及びモデルナ社製のワクチンを特例承認	R3.5.13	次亜塩素酸水を市民に無料で配布
R3.5.24	(国)ジョンソン・エンド・ジョンソン社製ワクチンを特例承認	R3.5.17	次亜塩素酸水、アルカリ水を市所管施設に配布
R3.5.24	(県)松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設(5/28まで)	R3.5.20	高齢者(高齢者施設入所者除く)へのワクチン初回接種開始
		R3.5.24	中小企業等チャレンジ支援事業による補助金申請受付(1次公募)
			頑張ろう!事業者応援給付金支給事業(～7/30)
R3.6.1	(県)「特別警戒期間」に移行	R3.6.1	コロナワクチン接種情報チラシを全戸配布
R3.6.14	(県)松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設(2回目・6/18まで)	R3.6.1	新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金給付事業(～6/30)
R3.6.20	(国)緊急事態宣言沖縄県を除いて解除	R3.6.12	ワクチン集団接種初回接種開始 基礎疾患を有する方向けに接種券送付依頼票付きチラシを全戸配布
R3.6.21	(国)ワクチンの職域接種開始	R3.6	西条市高齢者新型コロナウイルス感染症検査費用助成金(～R5.3)
R3.6.22	(県)「感染警戒期」に移行	R3.6中旬	基礎疾患を有する方へのワクチン初回接種開始
		R3.6	新型コロナワクチン特設サイト開設
		R3.6.21	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯)支給開始(～R4.2.28)

## 5 第5波(令和3年7月～令和4年1月)

R3.7.12	(国)緊急事態措置 東京都を再度追加	R3.7.1	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請受付給付(～R4.12.31)
		R3.7.1	高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査費用補助事業実施(～R6.3.31)
		R3.7月上旬	12歳以上64歳以下にワクチン初回接種開始
		R3.7.12	市内で県内初の変異株が確認

R3.7.19 R3.7.21 R3.7.23 R3.7.28 R3.7.29	(国) コロナ治療薬(ロナプリーブ) 特例承認 (県) 宿泊療養施設の開設【追加】(ホテル新居浜ヒルズ) (国) 東京オリンピック開催(～8/8)  (県) 松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設(3回目・8/3まで) (県) 「特別警戒期間」に引き上げ	R3.7.27    R3.7.29	変異株確認による感染対策徹底依頼の動画を市公式ホームページに掲載    県・20市町合同新型コロナウイルス対策本部会議(テレビ会議)開催
R3.8.10 R3.8.11 R3.8.16 R3.8.20 R3.8.20 R3.8.24 R3.8.24 R3.8.30	(県) 松山市に臨時PCR検査センターを開設(8/13まで) (県) 「感染対策期」に引き上げ (県) 松山市の飲食店に対する営業時間短縮要請 (国) 愛媛県をまん延防止等重点措置区域に指定(2回目)(9/12まで) (県) 重点措置を講じるべき区域(措置区域)として松山市を指定 (国) 東京パラリンピック開催(～9/5) (県) 新居浜市・西条市に臨時PCR検査センターを開設(8/26まで) (国) コロナ治療薬(エバシエルド) 特例承認	R3.8.20     R3.8.24	県・市町連携推進本部令和3年度第1回会議(WEB会議)開催     西条市総合体育館入口前に臨時PCR検査センター開設
R3.9.13 R3.9.27 R3.9.30	(県) 松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設(4回目・9/16まで) (国) コロナ治療薬(ゼビュディ) 特例承認 (国) すべての緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域を解除	R3.9.1  R3.9.27	地域消費喚起対策事業(「デジタル石鎚藩札・石鎚藩札」発行)(～2022/1/31)  中小企業等チャレンジ支援事業による補助金申請受付(2次公募)(～10/6)
R3.10.1 R3.10.6 R3.10.8 R3.10.20	(県) 「感染警戒期」に移行 (県) 新居浜市に臨時PCR検査センターを開設(10/8まで) (県) 松山市にモニタリングキット配布ステーションを開設(5回目・10/13まで) (県) 「感染縮小期」に移行	R3.10.18	えひめ版応援金支給事業(～12/24)

## 6 第6波(令和4年1月～令和4年6月)

R3.11.8 R3.11.11 R3.11.19 R3.11.30	(国) 感染対策を検討する際の指標(新たなレベル分類)の考え方を決定 (県) 「この冬を乗り越える!愛媛の応援パッケージ2021」を策定 (国) 基本的対処方針の全面改訂 (国) イベント開催制限の緩和 (国) ワクチン・検査パッケージ制度の導入 (国) 国内でオミクロン株初確認		
R3.12.1 R3.12.3  R3.12.23 R3.12.24 R4.1.4	(国) ワクチン3回目接種の開始 (国) オミクロン株濃厚接触者に対して宿泊施設待機を要請  (国) 一般検査事業(無料検査)の開始 (国) コロナ治療薬(ラゲブリオ) 特例承認 (県) 県内で40日ぶりに陽性者確認	R3.12.20 R3.12.20	子育て世帯臨時特別給付金の支給を開始(～R4.3.31) ワクチン3回目接種開始(初回接種完了から8か月後に接種、その後6か月に短縮)

R4.1	(県)高齢者施設等職員に対する一斉検査 (スクリーニング検査)実施(～R4.2)	R4.1.5	市内8か所で無料検査実施(～10/31)
R4.1.6	(県)「感染第6波への対処準備期間」に位置付け		
R4.1.7	(国)3県をまん延防止等重点措置区域に指定 以後、段階的に34都府県に拡大		
R4.1.8	(県)「感染警戒期」に引き上げ	R4.1.8	市内薬局2か所で無料検査(抗原検査)開始
R4.1.12	(県)「オミクロン株感染拡大・特別警戒期間」に引き 上げ(本県はまん延防止等重点措置を申請せず)		
R4.1.14	(県)宇和島市に臨時PCR検査センターを開設(1/17ま で)	R4.1.14	西条市総合福祉センターで無料検査開始
R4.1.17	(県)保健所業務の重点化(疫学調査、濃厚接触者の特 定・検査、健康観察等の限定)		
R4.1.19	(県)松山市に臨時PCR検査センターを開設(1/23まで)	R4.1.18	市公式ホームページ等にて感染回避行動徹底を周知 防災行政無線での放送
R4.1.22	(県)濃厚接触者の健康観察をセルフチェックに切り替え		
R4.1.24	(県)新居浜市、西条市に臨時PCR検査センターを開設 (1/27まで)	R4.1.24	臨時PCR検査センターを開設 西条市総合福祉センターにて無料検査を継続実施 (R4.2末まで)
R4.2.4	(県)保健所業務の更なる重点化(松山市・西条保健所)		
R4.2.10	(国)コロナ治療薬(パキロビッドパック)特例承認	R4.2.10	子育て世帯臨時特別給付金(市単独分)支給開始(～ 3/31)
R4.2.21	(国)5～11歳までの小児へのワクチン接種開始	R4.2.26	西条市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税 世帯等に対する臨時特別給付金)のR3年度対象世帯に 給付金支給(3/8～7/3)
R4.3.1	(国)水際対策の段階的緩和(待機期間の短縮等)		
R4.3.3	(県)新たな宿泊療養施設の確保		
R4.3.7	(県)県新型コロナウイルス感染症検査無料化支援事業 の休止(ウクライナ情勢による資材不足)	R4.3.7	西条市総合福祉センター アクアホールにて検体を採取 する無料検査を継続実施(3月末まで)
R4.3.16	(国)濃厚接触者の待機期間の短縮		
R4.3.21	(国)18都道府県のまん延防止等重点措置終了		
R4.3.22	(県)新型コロナウイルス感染症PCR検査無料化支援 事業再開	R4.3.22	西条市特設会場(西条市総合福祉センターアクアホー ル)で無料検査(3/22から当面の間)
R4.4.1	(国)県民割の対象地域拡大		
R4.4.1	(県)「感染警戒期」に移行	R4.4.7	西条市・新居浜市合同記者会見(玉井市長)
R4.4.1	(県)保健所業務の重点化を県下全区域に拡大	R4.4.8	4月末まで西条市総合福祉センター アクアホールにて 検体を採取する無料検査を継続実施
R4.4.28	(県)松山空港に無料検査所を開設		
R4.5.19	(県)マスク着用の考え方提示		
R4.5.25	(県)ワクチン4回目接種開始	R4.5.27	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)の 支給を開始(～R5.2.28)
		R4.5.27	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯)の支給 を開始(～R5.2.28)
		R4.5.28	新型コロナワクチン4回目接種開始(集団接種)

## 7 第7波(令和4年6月～令和4年10月)

		R4.7.4	中小企業等経営安定化支援事業にて補助金交付
		R4.7.5	新型コロナワクチン4回目接種開始(高齢者施設)
		R4.7	西条市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税 世帯等に対する臨時特別給付金)の令和4年度対象世帯 に給付金を支給(7/4～9/30)

R4.7.12	(県)「特別警戒期間」に引き上げ	R4.7	市内中学校へワクチン接種に係る案内配布
R4.7.20	(県)保健所業務の更なる重点化(疫学調査の省力化)	R4.7.14	県・20市町合同新型コロナウイルス対策本部会議(テレビ会議)開催
R4.7.22	(国)濃厚接触者の自宅待機期間の短縮	R4.7.20	新型コロナ感染症対策出前講座の実施(西条市医師会、西条中央病院の協力)
R4.7.29	(国)「BA.5対策強化地域」を新設(8/24までに27道府県を指定、9/30までに解除)	R4.7.26	新型コロナワクチン接種証明書コンビニ交付開始
		R4.7.29	新型コロナ感染症対策出前講座の実施(西条市医師会、西条中央病院の協力)
R4.8.1	(県)自宅療養者医療相談センターの開設	R4.8.10	自己検査等で陽性者へ自宅療養届出システムの案内啓発チラシ作成
R4.8.9	(県)「BA.5対策強化宣言」発令		
R4.8	(県)受診相談センター(コールセンター)の体制拡充(期間限定でオペレータを増員)	R4.8.24	県・20市町合同 新型コロナウイルス感染症対策本部会議(TV会議)開催
R4.8.23	(県)「BA.5医療危機宣言」発令		
R4.8.25	(国)自治体の緊急避難措置として全数届出を見直し		
R4.8.26	(県)陽性者登録センターの開設		
R4.9	(県)日曜祝日に診療を行う医療機関への協力金制度		
R4.9.6	(国)5~11歳子どもの3回目ワクチン接種「努力義務」の適用開始		
R4.9.6	(国)全国一律対応として全数届出見直しを表明(9/26から)		
R4.9.7	(国)陽性者の自宅療養期間の見直し		
R4.9.7	(国)水際対策の緩和(ワクチン3回接種者の陰性証明不要等)		
R4.9.17	(県)「BA.5医療危機宣言」終了(「特別警戒期間」を継続)		
R4.9下旬	(国)オミクロン株対応ワクチンの接種開始		
R4.9.26	(県)コロナ患者の把握方法の変更(発生届の対象者を高齢者等に限定し、陽性者数のみの把握に切り替え)		
R4.10.11	(国)水際対策の緩和(入国者総数上限の撤廃等)	R4.10.1	地域消費喚起対策事業(「LOVE SAIJOポイント30%還元第2弾」(~11/7))
R4.10.11	(国)「全国旅行支援」開始(東京都は10/20から)	R4.10.3	新型コロナワクチンの5歳から11歳の3回目接種開始
R4.10.13	(国)新型コロナ・インフル同時流行タスクフォース立ち上げ	R4.10.11	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業対象世帯に給付金を支給(R4.11.17~R5.1.31)
R4.10	(国)生後6か月から4歳までの乳幼児へのワクチン接種開始		
R4.10.21	(国)ワクチン接種間隔が3か月に短縮		
R4.10.27	(県)「感染警戒期」に移行(新居浜西条圏域は「特別警戒期間」継続)	R4.10.31	新型コロナワクチン5回目接種開始

## 8 第8波（令和4年10月～令和5年5月）以降

R4.11	(県)高齢者施設等職員に対する頻回検査(集中検査)実施(～R5.1)	R4.11.1 R4.11.14 R4.11.15	医療・福祉施設原油価格高騰対策支援金支給事業実施(～R5.3.31) 市内で生後6か月から4歳までの乳幼児へのワクチン接種開始 子育て世代応援給付金の支給を開始(～R5.3.31)
R4.11.22	(国)コロナ治療薬(ゾコーバ)特例承認		
R4.12.5 R4.12.15 R4.12.24 R4.12	(県)県下全域を「特別警戒期間」に引き上げ (県)「医療ひっ迫警戒宣言」発令  (県)陽性者登録センターの体制拡充(1日300人から500人へ、2/14まで) (県)年末年始の診療等に対応する医療機関・薬局への協力金制度	R4.12.22	新居浜西条圏域新型コロナ感染症医療体制調整会議
R5.1.4 R5.1.10 R5.1.27	(県)1日の陽性者が5,219名確認(過去最多) (国)「全国旅行支援」再開 旅行代金割引率 20%に引き下げ (国)5/8から5類感染症に移行する方針を発表		
R5.2.10 R5.2.15	(国)マスクの着用の考え方見直しを発表(3/13から) (県)「医療ひっ迫警戒宣言」の終了(「特別警戒期間」の継続)		
R5.3.13 R5.3.20	(県)事業所における陽性者発生時の対応周知(マスクの着用の考え方見直し関連) (県)「感染警戒期」に移行	R5.3.13	マスク着用の考え方見直しに関するチラシ等の設置
R5.4.1 R5.4.26 R5.4.27 R5.4.28	(国)学校でのマスク着用 4月1日から原則不要 (県)5類感染症移行後の本県の新型コロナ対応を公表 (国)基本的対処方針の廃止を発表(5/8付) (国)特措法に基づく新型コロナ対策推進本部の廃止を決定(5/8付)		
R5.5.5 R5.5.8 R5.5.8 R5.5.19	(国)WHOが緊急事態終了を発表  (国)感染症法上の分類を5類感染症に変更 (県)宿泊療養施設、陽性者登録センター、自宅療養者医療相談センターの運用終了  (県)5類移行後初回の感染状況の公表	R5.5.1 R5.5.7 R5.5.8 R5.5.8 R5.5.13	5類移行に伴う変更について市公式ホームページに掲載  市イベントの開催制限終了 「西条市新型コロナウイルス感染症対策本部」廃止 ワクチン春開始接種(個別接種)開始  ワクチン春開始接種(集団接種)開始
		R5.6.1	中小企業等経営安定化支援事業による補助金交付(R5.6.1～)
R5.7	(県)高齢者施設等職員に対する頻回検査(集中検査)実施(～R5.8)	R5.7.7	住民税非課税世帯臨時特別給付金支給事業対象世帯に給付金を支給(7/19～9/30)
R5.9.1	(国)「内閣感染症危機管理統括庁」創設	R5.9.20	新型コロナワクチン秋開始接種(個別接種のみ)開始
R5.10.1	(国)新型コロナ治療薬 全額公費負担から一部自己負担に見直し	R6.3.31	ワクチン特例臨時接種終了

資料：厚生労働省ホームページ、愛媛県「新型コロナウイルス感染症対策に関する取組み(振り返り)」、健康医療推進課

## 第2節 本市における感染者数の推移

愛媛県内では2020（令和2）年3月2日に初めて陽性者が確認され、本市では同年8月に初の感染が確認された。その後は未発生が続いていたが、同年11月頃から徐々に感染者数が増加し、2021（令和3）年4月には市内飲食店でクラスターが発生するなど感染が拡大した。その後、2022（令和4）年に数千人規模の爆発的な感染が確認され、同年9月に全数把握の見直しがされるまでの間、累計で12,000人を超える感染者数となった。

本市における新型コロナウイルス感染症感染者数と発生以降の推移は、図表5-6-1のとおりである。

図表5-6-1 西条市における新型コロナウイルス感染者数

（単位：人）

月/年次	R2		R3		R4	
	感染者数	うち新規	感染者数	うち新規	感染者数	うち新規
1月			11	4	531	210
2月					255	122
3月			5	2	751	434
4月			50	11	484	228
5月			11	4	440	259
6月			4	1	424	186
7月			36	8	2,488	1,476
8月	1	1	126	26	4,924	4,262
9月			18	8	1,941	1,858
10月			22	11	（全数把握見直し）	
11月	3	2	1	1		
12月	3	2				
計	7	5	284	76	12,238	9,035
累計	7	5	291	81	12,529	9,116

資料：健康医療推進課

\*1 R4年は、全数把握の見直しが行われたR4.9.25までの数値

【感染期 \*2】

- (1) 海外発生期～県内発生前（R1.12～R2.3）
- (2) 感染第1波～第2波（R2.3～R2.11）
- (3) 感染第3波（R2.11～R3.3）
- (4) 感染第4波（R3.3～R3.6）
- (5) 感染第5波（R3.7～R4.1）
- (6) 感染第6波（R4.1～R4.6）
- (7) 感染第7波（R4.6～R4.10）
- (8) 感染第8波（R4.10～R5.5）

\*2 愛媛県「新型コロナウイルス感染症対策に関する取組み（振り返り）」による

## 第3節 感染防止対策

2020（令和2）年2月1日に国が新型コロナウイルス感染症を指定感染症に定めたことを受け、

本市でも感染症対策マニュアルを改定するとともに、同年3月2日に西条市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、県と情報を共有しながら各感染期に応じた各種対策を講じてきた。

なお、同本部は5類移行時に廃止した。

## 1 情報発信

県内発生前から、広報紙やホームページ、フェイスブックを通じて感染症関連情報を掲載し予防啓発を図るとともに、必要に応じてチラシ、リーフレットにより注意喚起を行った。また、市長が自らメッセージを動画配信するなど市民への感染防止に対する理解を呼びかけた。

## 2 施設・イベント等

2020（令和2）年4月16日に国が全都道府県を対象として緊急事態宣言（同年5月25日に全面解除）を発表し、これを受け市内公共施設の臨時休館や利用制限、小・中学校の休校、市主催事業等の中止や延期、開催イベントの自粛等を行った。その後も県のまん延防止等重点措置区域の指定や感染期ごとに感染者の拡大状況を見ながら、必要に応じて施設の利用制限や事業・イベント等の開催中止・延期・自粛要請等を行った。

## 3 感染予防と感染確認

市内公共施設に消毒液を配備し手指消毒を励行するとともに、マスクの配布や着用喚起等により感染予防を図った。また、サーモカメラや検温等による感染状況の把握のほか、PCR検査の実施を各医療機関へ要請するとともに、その支援を行うほか、臨時の検査センターを開設するなど感染確認に努めた。

## 4 新しい生活様式

ウイルスの飛沫感染の防止を図るため対面窓口に飛沫防止用カーテンやアクリル板を設置するとともに、国が3密（密閉、密集、密接）の回避を求めたことから、本市においても換気の励行や人との距離確保、マスク着用等を広く呼びかけ、日々の市民生活の中で新しい生活様式として習慣化するよう啓発を行った。

また、市施設等においても換気扇や空気清浄機等の設置、トイレの洋式化、入場人員の制限など各種取組のほか、これまで進んでいなかった小中学校の普通教室等へのエアコン整備も国の補助を活用しながら実施した（詳細は11編2章）。

## 5 ICTの推進

新しい生活様式を推進する中で、インターネット等のデジタル技術を活用した取組が3密を回避する有効な感染症対策となることから、テレワークの実施やオンライン会議システムの構築、料金等のキャッシュレス決済システムの導入、住民票の写しや印鑑登録証明書など各証明書のコンビニでの交付、電子図書館等を開始した。また、国が児童・生徒1人に1台の端末とネットワーク整備を掲げて取り組むGIGAスクール構想についても、コロナ下で普及を進め1人1台

端末を実現した（詳細は11編2章）。

## 6 ワクチン接種

新型コロナウイルス感染症の感染・発症・重症化予防等を目的に、国は海外の製薬企業から購入した新型コロナワクチンを全国民に接種する方針を打ち出し、2021（令和3）年2月から接種を開始した。本市においても同年3月から順次、無料接種を開始し、コールセンターの設置や予約システムの導入等により円滑な接種体制をとり、医師会等の協力のもと医療機関や臨時で設置した集団接種会場で複数回の接種を呼びかけた。なお、無料接種については5類移行後、順次終了している。

## 第4節 生活支援

新型コロナウイルス感染症の発生や長期化により市民生活がひっ迫したことから、本市では国や県の事業に連動しながら、様々な支援策を実施した。

### 1 定額給付金

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、緊急事態宣言下に感染症拡大防止に留意しながら家計への支援を行うため、国民1人当たり10万円を支給することとなり、本市においても2020（令和2）年5月8日以降、順次対象者に給付を行った。

### 2 子育て世帯への給付金

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける子育て世帯への支援として2020（令和2）年度に全国一律で児童手当受給世帯を対象に子育て世帯臨時特別給付金を支給した。これに市単独での給付金の加算や、期間中に出生した新生児を加えるなど、対象や金額を見直しながら、長期化するコロナ下で感染期に応じて2022（令和4）年度までに複数回の給付を行った。

また、特に影響が大きいとみられるひとり親世帯に対しては、児童扶養手当受給対象者等を対象に別途給付を行った。

### 3 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、1世帯当たり10万円を支給することとなり、本市においても2021（令和3）年度から翌年度にかけて給付を行った。その後は世界情勢の変化による物価高騰がコロナ禍の下で続き家計を圧迫することから、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等の給付を行った。

#### 4 その他生活支援対策

新型コロナウイルスの影響により生活が困窮した納税者や被保険者に対しては、市税や介護保険料の減免や支払い猶予措置を取るとともに、国民健康保険被保険者を対象に、被用者が新型コロナウイルスの感染が疑われたり感染したりして療養したことにより就労できず、給与の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合は傷病手当金を支給した。

また、社会福祉協議会で実施する緊急小口資金等の特例貸付を促すとともに、特例貸付が利用できない世帯で一定の要件を満たす生活困窮者世帯に対して、一時金として生活困窮者自立支援金を支給した（単身世帯：6万円/月、2人世帯：8万円/月、3人以上世帯10万円/月 最大3か月まで）。

さらに、コロナ禍において原油価格や物価高騰を受ける家庭における省エネ家電への買替等に対しても助成を行った。

本市の主な生活支援関係給付金の実績は図表5-6-2のとおりである。

図表5-6-2 主な生活支援関係給付金の実績

年度	名称	目的	内容	決算額（千円）
R2	特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける家計への迅速かつ的確な支援（全国実施）	・対象者：全市民 ・基準日：R2.4.27 ・支給単価：100,000円/人	10,887,530
R2	子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける子育て世帯への支援（全国実施）	・対象者：児童手当受給世帯 ・基準日：R2.3.31 ・支給単価：10,000円/対象児童	142,720
R2	子育て世代応援給付金	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける子育て世帯への支援（市）	・対象者：児童手当受給世帯 ・基準日：R2.5.31 ・支給単価：10,000円/対象児童	135,548
R2	ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症により影響が大きい低所得のひとり親世帯への支援（全国実施）	・対象者1：児童扶養手当受給世帯 ・対象者2：家計急変による収入減少のひとり親世帯 ・支給単価1：50,000円/世帯+第2子以降30,000円/人 ・支給単価2：50,000円/世帯	89,593
R2	ひとり親世帯臨時特別給付金支給金(再支給分)	新型コロナウイルス感染症により依然として厳しい状況にある低所得のひとり親世帯への支援（全国実施）	・対象者：児童扶養手当受給世帯 ・支給単価：50,000円/世帯+第2子以降30,000円/人	64,452
R3	乳児特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化する中で新生児となった子育て世帯への支援（市）	・対象者：R2.4.28～R4.3.31出生者 ・支給単価：50,000円/対象児童	29,490
R3	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）	新型コロナウイルス感染症により影響が大きい低所得のひとり親世帯への支援（全国実施）	・対象者：児童扶養手当受給世帯や同等の対象世帯 ・支給単価：50,000円/対象児童	128,562
R3	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯)	新型コロナウイルス感染症により影響が大きい低所得世帯への支援（全国実施）	・対象者：児童手当等を受給している住民税非課税世帯・同等世帯 ・支給単価：50,000円/対象児童	
R3	子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、影響を受ける子育て世帯への支援（全国実施）	・対象者：18歳以下の子供がいる世帯（児童手当受給世帯相当） ・支給単価：50,000円/対象児童	1,620,515
R3	子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の経済対策において来年春の卒業・入学・新学期に向けて子育て世帯を支援（全国実施）	・対象者：18歳以下の子供がいる世帯（児童手当受給世帯相当） ・支給単価：50,000円/対象児童（クーポン券での支給も可能であったが、現金で支給）	

R3	子育て世帯臨時特別給付金 (市単独分)	上記国の経済対策における給付対象とならない世帯を支援(市)	・対象者：上記の対象とならない18歳以下の子供がいる世帯 ・支給単価：100,000円/対象児童	64,437
R3 (一部 繰越)	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の経済対策において低所得世帯を支援(全国実施)	・対象者：R3年度住民税非課税世帯・同等世帯 ・基準日：R3.12.10 ・支給単価：100,000円/世帯	R3 678,666
			・対象者：R4年度住民税非課税世帯・同等世帯 (R3年度住民税非課税で給付を受けたものは対象外) ・基準日：R4.6.1 ・支給単価：100,000円/世帯	R4 668,098
R4	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援(全国実施)	・対象者：R4年度住民税非課税世帯・同等世帯 (R3年度住民税非課税で給付を受けたものは対象外) ・基準日：R4.6.1 ・支給単価：100,000円/世帯	155,074
R4	子育て世帯生活支援特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援(全国実施)	・対象者1：児童扶養手当受給世帯 ・対象者2：R4年度住民税非課税の児童手当受給世帯 ・支給単価：50,000円/対象児童	123,525
R4	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	新型コロナウイルス感染症及び価格高騰の影響を受ける低所得世帯を支援(全国実施+市)	・対象者：R4年度住民税非課税世帯・同等世帯 ・基準日：R4.9.30 ・支給単価：60,000円/世帯(国50,000円/世帯、市10,000円/世帯)	826,182
R4	子育て世代応援給付金	新型コロナウイルス感染症及び価格高騰の影響を受ける子育て世帯を支援(市)	・対象者：中学3年以下の子ども ・基準日：R4.9.30 ・支給単価：10,000円/対象児童	137,429

資料：生活福祉課、こども未来課、産業振興課

## 第5節 経済対策・事業者支援

新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受けて経済活動が長期停滞したことから、本市では国や県の事業と連動しながら、感染期ごとに様々な事業者の支援や経済対策を実施した。

### 1 頑張ろう！事業者応援給付金

「頑張ろう！小規模事業者・農林水産事業者応援給付金」は、感染症第1波～第2波の時期、感染症拡大により経営に悪影響が出る中、事業継続に懸命に取り組む小規模事業者や農林水産事業者に対して、市独自の応援給付金として1件当たり10万円を支給したもので、2020(令和2)年度に実施した。

「頑張ろう！事業者応援給付金」は、感染症第4波拡大の中、感染症拡大により経営に影響を及ぼしている事業者に対し影響度等に応じて1件当たり10万円から20万円を支給したもので、2021(令和3)年度に実施した。

### 2 新型コロナウイルス対策営業時間短縮要請協力金

感染症第4波が拡大する中、愛媛県の営業時間短縮の要請に応じた飲食店に対する協力金として、企業の大きさや売上高に応じて1日当たり2万5千円から20万円を支給したもので、2021(令和3)年度に実施した。

### 3 えひめ版応援金

2021(令和3)年度の4月と8月に、愛媛県がまん延防止等重点措置区域に指定されたことを受け苦境に直面する事業者への支援策として、中小企業者等や個人事業主に対して1件当たり10万円から20万円を支給したもので、同年度に実施した。

#### 4 地域消費喚起対策

小売・サービス業の営業自粛や消費低迷が続く中、地域の消費喚起を目的として電子決済や紙ベースの商品券発行により地域消費喚起対策を実施した。当時、国がマイナンバーカードによるマイナポイント事業を開始しており、本市においても電子決済の普及を促しながら消費喚起を図った。

キャッシュレスポイント還元事業は、2020（令和2）年度に実施したもので、決済額の20%（上限5,000円分）をPayPayによるキャッシュレス決済によりポイントを還元した。また、同年度にキャッシュレス決済の未使用者を補足する形で、紙ベース地域商品券を西条商工会議所の実施によりプレミアム付き商品券「石鎚藩札」（プレミアム率：25%、上限5,000円）として発行した。

電子商品券は、2021（令和3）年度に発行したもので、西条商工会議所の実施によりデジタル版「石鎚藩札」（プレミアム率：25%）として専用のスマートフォンアプリにより、飲食店応援券を区分するなど、落ち込みが続く飲食店への応援を強化した。また、電子決済の未使用者を補足する形で、紙ベースの地域商品券（プレミアム率：25%）も発行した。

2022（令和4）年度には、新型コロナウイルスや原油価格・物価高騰の影響を受け、「県・市町連携 えひめ消費活性化支援事業」による消費喚起策として、SDGsやDXに取り組む市民等を対象に登録店舗利用時に地域ポイント（LOVE SAIJOポイント）を付与し、地域の消費喚起を図った（LOVE SAIJOポイントの詳細は、3編1章）。

#### 5 中小企業資金融資、利子補給、信用保証料補助

新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受けて経済活動が一気に停滞したことを受け、2020（令和2）年度には、経営安定化資金の預託金を増額し融資枠を拡大するとともに、融資に係る利子及び信用保証料の双方から補助を行い、業績が悪化した中小企業者への早急な融資により中小企業者の事業継続を支援した。また、愛媛県が創設した新型コロナウイルス感染症対策資金に対しても利子補給を行っている。利子補給に関しては、基金を設置するとともに、債務負担行為を設定することにより長期的な支援体制をとった。

#### 6 宿泊等促進

新型コロナウイルス等の影響を受け、低迷する観光産業など域内経済の活性化を図るため、宿泊費補助と地域商品券をセットで販売する地域観光支援事業（県民割）が都道府県ごとに行われている中、2022（令和4）年度に本市への旅行者誘導を図るため、県民割に加えて個人旅行者への宿泊費、飲食費等の補助や旅行会社へツアー催行に対する補助を行った。

#### 7 指定管理者等への事業継続支援

新型コロナウイルスや原油価格・物価高騰の影響により、運営が厳しくなった市施設の指定管理者や市内の各事業者等に対して事業継続が可能となるよう支援金を給付した。

- ・主な指定管理者制度導入施設…休日夜間急患センター、市内観光施設、市内体育施設、各福祉センター、やすらぎ苑、社会福祉施設、文化会館、拠点複合施設ほか
- ・主な支援事業者…医療事業者、タクシー事業者、廃棄物収集業者、農林漁業事業者、保育所・幼稚園・認定こども園等の子育て関係事業者ほか

## 8 その他経済対策・事業者支援

2020（令和2）年度から、国の雇用調整助成金を円滑に受けられるよう、社会保険労務士など申請に係る費用へ助成するとともに同助成金を補足する形で緊急地域雇用維持助成金として助成した。

また、中小企業等チャレンジ支援として中小企業がポストコロナ・ウイズコロナを見据えて行う業態転換や経営力向上など各種取組に対しても助成を行った。

本市の主な経済対策・事業者支援の実績は図表5-6-3のとおりである。

図表5-6-3 主な経済対策・事業者支援の実績

年度	名称	目的	内容	決算額 (千円)
R2	地域消費喚起対策 (キャッシュレスポイント還元)	国のマイナポイント制度に合わせた地域での消費喚起(市)	・期間：R2.9.1～30 ・対象経費：キャッシュレス決済を利用した対象店舗での消費 ・ポイント付与：20%（上限5,000円）	41,821
R2	地域消費喚起対策 (地域商品券)	コロナ禍で影響を受ける飲食店をはじめとした市内店舗での消費喚起(市)	・プレミアム率：25% ・商品券：2,500円/セット（飲食店用@500円/枚×2枚、共通店舗用@500×3枚）を2,000円/セットで販売（上限：5セット/人） ・西条商工会議所で販売	129,839
R3	電子商品券	コロナ禍で影響を受ける飲食店をはじめとした市内店舗でのキャッシュレスによる消費喚起(市)	・プレミアム率：25% ・電子商品券：12,500円/セット（飲食店用6,500円/セット、共通店舗用6,000円/セット）を10,000円/セットで販売（上限：5セット/人）	57,272
R3	地域消費喚起対策 (地域商品券)	コロナ禍で影響を受ける飲食店をはじめとした市内店舗での消費喚起(市)	・プレミアム率：25% ・商品券：12,500円/セット（飲食店用500円×13枚、共通店舗用500円×12枚）を10,000円/セットで販売（上限：電子商品券と合わせて5セット/人）	48,372
R4	「SDGs×DX」による持続可能なまち西条推進 (LOVE SAIJOポイント付与)	地域内におけるポイント利活用により地域経済を活性化(市)	・対象：SDGsアプリへの現金チャージでLOVE SAIJOポイント付与 ・ポイント付与率：15%（上限：4,500ポイント）	201,660
R4	地域消費喚起対策 (LOVE SAIJOポイント還元)	コロナ禍で影響を受ける市内店舗での消費喚起(市)	・対象：SDGsアプリによる市内店舗消費でLOVE SAIJOポイント還元 ・ポイント還元率：30%（上限：15,000ポイント）	288,185

資料：未来共創課、産業振興課、環境政策課

## 第6節 5類への移行とその後

新型コロナウイルス感染症は2023（令和5）年5月8日、感染症法上の位置付けが従来の2類相当から5類へ変更されたことから、同日付で「西条市新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止し、その後、医療面・行政面ともにその状況に応じた対応に変更した。

## 1 イベント等の開催制限

イベント等の開催制限については、5月7日（2類最終日）で終了した。

## 2 各施設の対応

市有施設を利用する際の氏名等の記入について、5月7日で終了し、入場時の検温や消毒液の設置、アクリル板等パーテーションの設置といった感染対策については、各施設の判断で行うこととした。

## 3 感染対策

体調管理や場面に応じてマスクを着用するなど基本的な感染対策を継続しつつ、通常の日常生活を取り戻していけるよう、本市でも国や県の取組に連動しながら、様々な啓発活動を実施した。

## 4 ワクチン集団接種

ワクチンの集団接種は一定期間継続しながら、2024（令和6）年3月末までを移行期間とし、通常時の医療体制への復帰を促した。

## 5 行政対応

こまめな手洗い、咳エチケット、流行時の3密回避、マスク着用やワクチン接種情報など新しい生活様式に対応した感染対策の日常化に関する周知活動を行った。

また、5類移行後、直接的な経済対策は打ち出していないものの、本市でも物価高騰といった新たな社会情勢の変化の中で、景気回復を阻害するような課題に向けて対応を行っている。